

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
715	一条中学校跡地の利活用	VI-20	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		本市中心部に近接する「一条中学校跡地」を活用し、周辺の市民ニーズ等に対応した生活利便性を高める民間機能の導入を図る。	市民・事業者	募集要項等を策定の上、公募を開始し、外部有識者による事業者選考委員会の意見を踏まえ、優先交渉権者を決定。 ・優先交渉権者と事業実施にあたって必要となる各種契約を締結	計画どおり	2,869	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：優先交渉権者の決定及び基本協定の締結 ・土地の利活用を行う事業者を公平かつ公正に選定するため、外部有識者から成る事業者選考委員会において提案審査を実施し、この審査結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定した。 ・優先交渉権者と、事業実施にあたっての基本的な事項について取りまとめた基本協定を締結した。</p> <p>【②今後の取組方針】：事業の進捗確認及び事業用定期借地権設定契約等 ・提案内容の着実な履行を担保するため、設計段階から事業者と定期的な打合せなどを実施し、外部有識者の助言を得ながら、事業の履行確認を行う。 ・地域住民等にとって身近な施設であるとともに、関心の高い事業であることから、提案施設の着工時などの事業の節目に応じて、地域住民等への説明や情報提供を行う。 ・提案スケジュールに基づき、令和5年12月を目途に、事業用定期借地権設定契約を締結し、整備に着手する。</p>	
716	地籍調査事業	VI-20	地域特性に応じた土地利用の推進		地籍(土地の所有者、地番、地目、地積、境界)の明確化を図ることにより、公共事業・土地取引等の円滑化、課税の適正化、境界紛争等の未然防止や早期解決に資する。	本市域に存する土地所有者及び管理者(土地改良事業・土地区画整理事業実施地域を除く)	一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目の調査並びに境界や地積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿として作成する。	計画どおり	91,989	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」に基づく事業の推進 ・防災対策においては、災害時における復旧作業の迅速化に資するため、河川の浸水想定区域の調査を継続して実施することができた。まちづくり施策においては、土地取引の活性化や円滑化を図るため、人口集中地区(DID)の調査などを継続して実施することができた。 ・また、新たな取り組みとして、まちづくりの下支えとなるNCC形成に向けた地域拠点地区の調査にも着手し、本市における重要拠点の地籍調査をより一層強化し、実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】：「第3次宇都宮市地籍調査事業基本計画」に基づく事業の推進 ・引き続き、これまで実施してきた防災対策において、浸水想定区域の調査及び本市NCCの形成に向けた地域拠点の調査に取り組むとともに、まちづくり施策を更に推進するために、人口集中地区(DID)の調査については面積を拡大するなど、強化し取り組んでいく。 ・地籍調査事業をより一層進めていくために、地図作成を進める法務局等との連携を密にし、今後とも計画的・効率的に事業を進めていく。</p>	
717	立地適正化計画等の推進	VI-20	地域特性に応じた土地利用の推進	好循環P 戦略事業	本市が目指すNCCの具体化を図るため、各拠点等への居住や都市機能の適正な誘導を推進する。	市民・事業者	・都市機能の立地誘導策の展開 ・市街化調整区域における地区計画制度の活用促進	計画どおり	23,539	H26	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：都市機能・居住誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進に向けた対応 「都市機能の立地誘導策の展開」 ・NCCの形成に向け、各拠点等において地域特性に応じた生活利便施設等の誘導・集積を図るため、民間事業者や関係団体等に対するヒアリングや意見交換などを通じて、長期的なまちづくりの考え方の理解促進や各種支援策の積極的な周知を図りながら、都市機能の立地誘導を図った。 ・都市機能の誘導強化を図るため、民間ニーズや誘導施設の立地形態等を踏まえ、誘導施設への支援を拡充(テナント支援、文化施設等を追加)さらに、都市拠点の形成に向け、都心部まちづくりプランのとりまとめを受け、多様な機能の誘導促進を図るため、民間開発への事業費支援を新たに追加 ・駅西側LRT整備区間公表や駅東口のまちひらき、さらに駅東側LRT開業を控え、市民・事業者とともにNCC形成を一層推進するため、出前講座や関係課と連携したオープンハウスの実施等を通して、NCCの考え方や必要性、具体化に向けた取組等について市民理解の促進を図ることができた。</p> <p>「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」 ・新たな支援制度(公共施設整備費補助)の周知とあわせて地区計画制度の活用に向けた各地域への掛け合いにより、まちづくりへの理解や機運が高まり、継続的に検討が進められている地区に加え、一部地区で新たに検討の動きが出てくるなど、地域主体の地区計画活用に向けた取組の広がりを図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】：都市機能・居住誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進に向けた対応 「都市機能の立地誘導策の展開」 ・立地適正化計画推進に向けて、関係団体等への拡充制度(賃料・改修費支援)や既存制度(施設整備、浸水対策支援)の積極周知を行い、各拠点への誘導施設の立地や浸水対策を促進しながら拠点機能の強化を図る。 ・立地適正化計画の効果的な推進を図るため、まちづくりの進展や都市機能及び居住の誘導状況、社会環境の変化等を踏まえながら、計画の中間評価・見直しを行うとともに、効果的な誘導施策の充実・強化に向けた検討を行う。</p> <p>「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」 ・地域のコミュニティ維持に向け、地域主体で地区計画活用に向けた検討を進めている地区において、各地域の実情に応じた検討の進め方に合わせ地域の取組支援を行う。</p>	
718	地区計画制度の活用	VI-20	地域特性に応じた土地利用の推進		良好な居住環境の保全・形成を図る。	市民・事業者	・市街化調整区域における地区計画制度活用に関する指導・助言 ・地域住民主体の地区計画制度の活用促進(出前講座や地元勉強会への参加)	計画どおり	0	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：地区計画制度の活用についての指導・助言 ・地域特性を生かした快適で良好な居住環境等の形成を図るため、地区計画(宝木本町仁良塚タウン地区計画)を策定し、計画的な居住地形成による子育て世代など新しい居住者の誘導促進を図った。 ・地域住民主体の取組について、新たな支援制度(公共施設整備費補助)の周知と掛け合いにより、これまでの検討地区に加え、これまで動きがなかった一部地区でまちづくりへの理解や機運が高まり、地域主体の地区計画活用に向けた取組の広がりを図った。</p> <p>【②今後の取組方針】：地区計画制度の活用に向けた指導・助言 ・地区計画制度を活用したまちづくりに対する地元の機運醸成や市民・事業者等の理解促進を図りながら、適正な地区計画制度の活用促進に取り組んでいく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
719	都市計画基礎調査	VI-20	地域特性に応じた土地利用の推進		地域特性に応じた土地利用	市民・事業者	・都市や地域の特性・課題の把握	計画 どおり	4,620	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査等の実施 ・本市の都市構造や誘導区域の特性、社会情勢等を踏まえた目指すべき将来の市街地像の実現に向け、よりメリハリのある具体的な市街地整備施策の展開や計画的な都市農地の確保などについて、調査・分析を行いながら、各区域での整備・保全に向けた施策や都市計画の適用の具体策として、用途地域等の見直し検討を行った。 ・また、都心部の魅力あるまちづくりに繋がるよう、高度利用地区の指定基準について検討を行った。 ・昨年度運用を開始した都市農地の保全に向けた生産緑地制度については、4箇所1.14haを生産緑地地区として都市計画決定し、都市農地の保全を図った。 <p>【②今後の取組方針:都市計画基礎調査等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の検討や居住者の行動及び活動の姿容をとらえる都市活動調査の結果等も踏まえ、引き続き、更なるNCCの実現にも繋がる都市計画の適用の具体策等を検討するとともに、それらに関連した具体的都市計画決定・変更を円滑に進めるために必要となる基礎資料の整理・作成などを行い、今後、計画的に手続き等を行う。 	
720	公共施設等の受け入れ事業	VI-20	地域特性に応じた土地利用の推進		公共施設(道路や公園)の適正管理		・過去に開発許可により設置された未帰属公共施設の権利者 ・市民(公共施設の周辺住民)	計画 どおり	473	H5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:受入れ団地数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度については、平成25年に策定した受入計画に基づき事業を進めた結果、計画していた9団地に加え、新たに確認された13団地を含む合計22団地の交渉にあたり、13団地の全所有権取得が完了した。 <p>【②今後の取組方針:公共施設等の受入事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、交渉中の団地を含めた未だ市に帰属されていない所有権を有する団地については、計画的に対象団地の調査や受入依頼を行っている。 	
721	JR宇都宮駅東口地区整備の推進	VI-20	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	SDGs 好循環P 戦略事業	本市のまちづくりをリードする新たな都市拠点の形成	市民・来訪者	公共と民間が一体となり、広域的な交流や賑わいの創出に資する交流拠点施設、商業施設の整備など	計画 どおり	8,112,660	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:JR宇都宮駅東口地区整備の推進</p> <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点施設(ライトキューブ宇都宮)及び交流広場(宮みらいライトヒル)について、施設性能等の要求水準への適応状況の確認や適正な施工管理を行い、令和4年11月に供用を開始した。 <p>【民間施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンションの竣工が令和4年4月、複合施設棟①(ウツミヤテラス)が8月に開業した。 ・複合施設棟②におけるホテル整備予定地について、施設着工までの間、多目的なフリースペースとして利用するための暫定広場を整備した。 <p>⇒ 駅東口地区においては、令和4年11月にまちびらきを迎えることができたが、ハイブランドホテルが入居する複合施設棟②の早期整備が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:複合施設棟②整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合施設棟②の整備については、施設の整備・所有を担う事業者と連携を図りながら、ホテル運営候補者やデベロッパーの確保に向けた調整などを積極的に行い、ハイブランドホテルの早期着工に向けて取り組む。 	
722	中心市街地活性化推進事業	VI-20	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	SDGs	都市機能の集積や地域経済の活性化	市民・来訪者	「第3期中心市街地活性化基本計画」に基づく各事業の推進	計画 どおり	766	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ下における取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中心市街地活性化協議会」において、計画の目標指標である歩行者・自転車通行量を自動測定器を用いて測定・分析するなど、計画の進捗状況を適宜把握し全体調整を図るとともに、庁内関係課や関係団体(まちづくり推進機構や商工会議所等)と連携し、施策事業を効果的かつ円滑に推進することができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度に中止していたイベントが開催されるなど、街なかの魅力発信の取組を再開することができた。 ・今後、都心部における民間主体のまちづくりがより一層、重要となることから民間団体の参画促進が図られるよう都市再生推進法人制度を構築し、公募を開始した。 <p>【②今後の取組方針:戦略的かつ着実な取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期計画に計上のある各種活性化事業を着実に推進するとともに、令和4年11月には駅東口地区のまちびらきが行われ、また、令和5年8月にはLRTが開業することから、特に活性化戦略に掲げる、駅東側のにぎわい効果駅西側に波及できるよう、魅力向上につながる事業を推進していく。 ・また、LRTの駅西側への導入を見据え、関係課と連携しながら、都心部まちづくりプランの策定に取り組むとともに、都心部まちづくりビジョンの共有を図りながら、街なかの商店街関係者等のまちづくりの機運醸成などに取り組む。 ・都市再生推進法人の指定に向けて、関心の高いまちづくり団体からの事前相談や申請に対する支援を行い、適正な審査を実施するとともに、指定した団体の取組を支援していく。 	
723	宇都宮まちづくり推進機構補助金	VI-20	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		中心市街地の賑わい創出や魅力向上	・宇都宮まちづくり推進機構 ・市民、事業者、来訪者	中心市街地活性化に向けた事業の実施支援	感染症の影響による 変更	17,834	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:NPO法人ならではの公益性と民間活力を活かした事業の実施支援と組織体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一部のイベントを縮小して開催した。 ・まちづくり推進機構が取り組む各種活性化事業の実施において、市や関係機関、地元商店街などとの連携を促進するための支援を行った。 ・継続的業務においては内容が充実してきている一方で、業務量の増加が見られることから、今後は取組の効果検証やスクラップアンドビルトのほか組織体制の強化に向けた支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針:中心市街地の活性化に寄与する各種事業の展開とNPO法人としての自立的かつ安定的な経営基盤の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度についても、街なかの魅力ある地域資源を生かした事業や、第3期計画に掲げるウォーカーフレンドなまちづくりに寄与する取組など、魅力と活力ある中心市街地の形成に寄与する取組を市や関係機関、団体等と連携を密にし、取り組んでいけるよう支援する。 ・また、NPO法人としての自立的かつ安定的な経営基盤の確立に向けた収益事業や協賛金等自主財源の確保、新たな会員やまちづくりの担い手確保に向けた取組を支援する。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
724	低・未利用地等の利活用促進	VI-20	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		エリアの魅力づくりを通じた低・未利用地等の解消促進	市民・来訪者	低・未利用地や道路空間の利活用促進に向けた社会実験の実施	計画 どおり	9,800	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：道路空間の利活用促進に向けた検討及び社会実験の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響を受ける飲食店等への支援策として、国が規制緩和した道路占用の特例制度を活用した「ストリート・デザイン・テラス」の実施に取り組むなど、街なかの賑わいの回復に一定程度寄与できた。(令和5年3月31日特例制度廃止) ・「公共空間の利活用事業」において、中心市街地活性化協議会と一般社団法人ソトバが実施主体となり、プレイス・ゲームやプレイス・シャレット等のワークショップを開催し、既存の公共空間の評価や利活用の可能性の検討を行った。これまでの取組の成果や地元関係者からのヒアリング結果等を踏まえながら、中心市街地における居心地の良い居場所づくりのための官民共達の指針となる「プレイス・ビジョン」を取りまとめた。 ・中心市街地のウォークアブルなまちづくりに向けて、東武馬車道通りにおいて道路空間を活用した居心地の良い居場所づくりの社会実験「BASHAMICHI YARD」を令和3年度に引き続き実施し、北進一方通行による歩車道を活用した滞在エリアの有効性や実現性を確認できた。また、恒常的な滞在空間の創出に向けては、周辺の交通の変化も考慮しながら、将来のふさわしい道路空間形成のあり方を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：道路空間の本格活用に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の利活用については、「プレイス・ビジョン」に記載したまちかど広場等の公共空間の活用に向けたパイロット事業の実施などを通して、ビジョンの更新・充実を図る。 ・東武馬車道通りにおける社会実験「BASHAMICHI YARD」において、まちなかの休憩スペースに対する高いニーズも確認できたことから、現在の歩道空間を活用したベンチ設置などの取組を商店街と連携しながら行う。 	
725	東部総合公園整備事業	VI-20	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		LRT沿線の新たな交通結節拠点として、市が主体となって長期的なまちづくりを担い、交流人口の増加等を図れる土地利用を行うなど、LRT沿線のまちづくりを牽引する拠点を形成する。	市民・来訪者	LRT沿線の新たな交通結節拠点として、周辺の地域特性を踏まえながら、賑わいや交流を創出し誰もが楽しめる魅力ある都市公園を整備する。	計画 どおり	439,231	F2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：円滑な用地取得の実施、民間事業者の公募開始等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者等に対し、適宜、事業に関する説明や情報提供を行い、理解促進を図りながら用地買収に取り組み、約9割の用地を取得した。 ・官民連携の手法であるPark-PFIの活用に向けて、参画意向のある事業者や競技関連団体への意見聴取等を行いながら、特定公園施設として整備するスケートボードやBMXなどのアーバンスポーツ施設等の整備水準や、市が負担する整備費の上限額を整理するとともに、地元農産物などの地域資源を活かした公募対象公園施設の整備水準などの募集要件を取りまとめ、事業者の公募を開始した。 ・東部総合公園の整備・運営を担う事業者を公平かつ公正に選定するため、外部有識者からなる事業者選定委員会を設置した。 <p>【②今後の取組方針：優先交渉権者の決定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未取得用地の早期取得に向けて、地権者等に対し、引き続き、丁寧な説明を行いながら、着実に用地買収に取り組む。 ・事業者選定委員会において提案審査を実施し、この審査結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定する。 ・提案内容が事業期間にわたって着実に履行されるよう、優先交渉権者と事業実施に必要な事項を定めた基本協定を締結する。 	
726	LRT沿線のまちづくりの推進	VI-20	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		LRT導入を契機とした魅力あるまちづくりに向け、市民・事業者等が協働しながら、沿線まちづくりを推進する。	市民・事業者	LRTと一体となった沿線まちづくりの推進	計画 どおり	48,092	H30	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：LRTと一体となった沿線まちづくりの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅東側において、「LRT沿線土地利用方針」を踏まえ、市街化区域や市街化調整区域の各停留場周辺の地域特性に応じたまちづくりを推進している。市街化区域については、立地適正化計画に基づき、生活利便施設等の誘導・集積を図った。また、清原地区市民センター前停留場周辺(清原TC)等については、立地特性に応じたまちづくりを推進するため、まちづくりの機運醸成を図るとともに、地域まちづくり組織や工業団地立地企業等と一体となって、更なる交流の促進に向けてLRT開業時等における社会実験の取組内容の検討を行った。 ・JR宇都宮駅西側において、「都心部まちづくりビジョン」の実現に向け、「人中心のウォークアブルなまちづくり」などを総合的に推進する「(仮称)都心部まちづくりプラン」の策定に取り組む中、まちづくりの取組方針や進め方を、市民・事業者等と共有しながらまちづくりを推進できるよう、プランの内容を中間的に取りまとめて公表した。 ・また、人中心のウォークアブルなまちづくりをより一層推進できるよう、ゆとりある歩行空間の確保や多様なまちの機能充実にに向けた民間開発への支援充実や、過度な自動車の流入抑制に向けた附置義務駐車場の設置基準の緩和・見直しした。 ・民間ニーズや誘導施設の立地形態等を踏まえ、都心部も含め、誘導施設への支援の拡充(テナント支援、文化施設等を追加)を行った。 ・今後は、ビジョン実現に向けたまちづくりを更に推進するため、プラン中間取りまとめにおける方針などの共有を図るとともに、新たな制度を活用した民間の取組を促進していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：LRTと一体となった沿線まちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅東側において、立地適正化計画等の推進や市街化調整区域の地域拠点における地区計画制度の活用促進を図りながらLRTと一体となった沿線まちづくりに取り組む。 ・清原地区市民センター前停留場周辺(清原TC)等については、地域まちづくり組織や工業団地立地企業等とともに、LRT開業時における、緑地等の公有地等を活用した交流の促進に向けた「社会実験」等を実施し、LRT開業後の人の流れやニーズの変化を踏まえ、上で、地域等が主体となった取組の定着や充実に向けた支援策等の検討を行う。 ・JR宇都宮駅西側において、まちづくり組織を中心とした地元商店街やまちづくり団体等への説明や、NCCまちづくりの 	
727	JR宇都宮駅西口周辺地区整備の推進	VI-20 VI-22	・地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 ・公共交通ネットワークの充実	SDGs 好循環P	宇都宮の玄関口としてふさわしい都市機能の集積を図るとともに、鉄道やLRT、バスなどの交通手段が連携した誰もが利用しやすい交通環境を創出する。	市民、来訪者及び関係権利者	・駅前広場の再整備と周辺まちづくりの一体的な検討 ・地元まちづくり組織の活動に対する支援等	計画 どおり	47,936	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた検討の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、駅西口周辺地区における良好な都市空間や景観の創出など一体的なまちづくりに向け、官・民が共有する整備方針や交通基盤施設の機能や規模、配置などの考え方について、学識経験者や交通事業者などの関係機関、地元まちづくり組織との意見交換を行った。 ・民間街区への機能誘導を促進するため、UR都市機構と連携し、都心部全体を一体的に捉えながら各地区の役割や特性について整理を行うとともに、権利者と意見交換を行いながら、駅西口における民間の導入機能などについて共有を図った。 ⇒ 駅西口における市街地再開発事業など、民間開発の機運が高まる中、官・民が共有する地区の将来像や整備方針などをとりまとめる必要がある。 <p>【②今後の取組方針：魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた整備基本計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、駅西口周辺地区整備に向けて、LRT事業やバスネットワークの再編、市街地再開発事業とのさらなる連携を図るとともに、庁内検討組織や学識経験者、権利者で構成する外部懇談会を立ち上げ、整備基本計画を策定していく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
728	宇都宮駅西口南地区市街地再開発事業	VI-20	・地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 ・地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成	戦略事業	高次な都市機能の集積や都心居住を促進し、賑わいの創出や安全・安心で快適な市街地を形成する。	宇都宮駅西口南地区市街地再開発組合	・市街地再開発事業の実施に係る補助金の支出 ・職員による事業に対する技術的支援	計画どおり	548,000	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助金の適正な支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年7月の事業認可申請に対して、事業計画の縦覧及び意見書の受付などを踏まえ、適正に認可した。 令和5年1月の権利変換計画認可申請に対して、権利変換計画の内容について、公平性の視点から確認するなど、適正に認可した。 <p>⇒ 市街地再開発事業の確実な実施に向けて、再開発組合が発注する業務に対しては発注手続きや仕様書の確認に加え、補償費に対しては算出根拠の確認など、適正な確認のもと補助金を支出した。</p> <p>⇒ 本体建築工事の着手にあたり、物価高による建築工事費の高騰が懸念されるため、再開発組合による検討と併せて、資材高騰に対する国補助金の活用など、事業推進に向けた支援を検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:建築工事費の高騰に対する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築工事費の高騰について、建築意匠や設備のコストダウンなどの組合による対応を検討させるとともに、物価上昇に対する補助金の活用等を検討する。 	
729	再開発促進事業	VI-20	・地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 ・地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成	戦略事業	市街地再開発事業を円滑かつ効率的に推進する。	再開発準備組合(パンパ地区、千手・宮島地区)	市街地再開発事業に係る高度な専門知識を有するコンサルタント派遣	計画どおり	6,853	S57	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):権利者の合意形成支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> パンパ地区については、周辺に広がる商業や文化、行政施設等の集積する拠点として地区が果たすべき役割を改めて整理し、事業計画への反映に向けた検討を支援した。 千手・宮島地区については、餃子通りなどの地域資源を活かした憩い、賑わい、おもてなしが感じられる空間創出に向けて、公開空地や緑化などを含めた施設計画の検討を支援するとともに、全権利者の意向を把握するため、権利者ヒアリングの実施を支援した。 <p>⇒ 両地区ともに、市街地再開発事業の実現に向けて、引き続き、魅力ある事業計画の作成や権利者の合意形成に向けた組合への支援を継続する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:事業化に向けた準備組合への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 両地区ともに、地区の特徴を活かした事業計画案の作成に向けて、権利者による活発な意見交換と異なるよう、総会や理事会の開催などを支援する。 事業成立に向けて、小売事業者やマンションデベロッパーなど様々な事業者に参加条件等のヒアリングを実施するとともに、参入需要や保留床の市場価格の分析を行いながら、精度の高い資金計画案を作成するため、コンサルタント派遣による支援を行う。 地元の機運醸成に向けて、組合の活動報告や魅力ある事業計画案など再開発事業について広報誌を作成し、組合未加入の権利者に周知を行うなど、準備組合への加入を促進するため、コンサルタント派遣による支援を行う。 	
730	東部土地区画整理事業の推進	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	東部土地区画整理事業の計画区域内の関係権利者	・計画区域内(宇大西地区、A地区、C地区)の特性に応じた整備手法の検討 ・宇大西地区の課題解消に向けた地元の機運醸成	計画どおり	2,200	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):整備手法など検討及び地元との意見交換等の実施】</p> <p>【計画区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画区域内における実現可能な整備手法の設定に向けて、地域内の現況道路など基盤整備の状況や課題認識などについて自治会長との意見交換を実施し、地元代表の意向を把握した。 <p>⇒ 現在の基盤整備状況における課題認識などについて、より多くの権利者の意向を把握する必要がある。</p> <p>【宇大西地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の課題やその解消に向けた対応策などについて権利者との意見交換会を複数回実施し、地元の機運醸成を図った。 <p>⇒ 引き続き、機運醸成を図るため、より多くの権利者の意向を把握する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:計画区域全体の地元意向把握、地元の機運醸成】</p> <p>【計画区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元意向を踏まえた実現可能な整備手法の設定に向けて、現在の基盤整備状況における課題認識などについて、権利者との意見交換を実施し、地元の意向を把握する。 <p>【宇大西地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な事業の実施に向けて、引き続き、意見交換会を開催し、機運醸成を図るとともに、地元意向を踏まえた整備案をとりまとめる。 	
731	身近な生活圏の公園整備事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		地域コミュニティ形成などの拠点となる緑と憩いの場の創出	市民	地域ニーズを反映させた公園整備	計画どおり	7,359	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):身近な生活圏の公園整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園が不足する地域における市民ニーズに対応するため、無償借地制度などにより、コストを抑制しながら公園整備を実施している。 <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを反映させた公園整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域の特性を的確に捉えながら、ワークショップ等による幅広い市民ニーズを反映させた身近な公園整備を推進する。 	
732	公園施設改修事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		市民が安心して利用しやすい公園とするための遊具等の改築	市民	遊具等の改築更新	計画どおり	22,224	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):遊具の改築更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊具の安全点検結果に基づき、更新する遊具の優先順位を整理し、社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、13公園の遊具更新を実施した。 <p>【②今後の取組方針:計画的な遊具等の改築更新の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用者の安全確保を図るため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、財源確保に取り組むとともに、遊具の安全点検を確実に実施することにより、遊具の劣化状況や健全度を把握し、遊具等の改築更新を計画的に実施する。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
733	宇都宮市公園愛護会支援事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		公園愛護会の新設・育成支援	公園愛護活動に参加する地域団体(自治会・子ども会などの任意団体)	公園愛護会の新設・育成に係る補助金の交付	計画どおり	3,777	S51		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】公園愛護会の設立促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会(13自治会)へ愛護会設立の働きかけを行い、新たに2愛護会が設立された。 愛護会活動の有効な支援手法を検討するため、愛護会に対してアンケートを実施した。 企業への愛護会PRの一環として、公園・環境美化活動など、社会貢献に取り組む企業をサポートした。 <p>【②今後の取組方針】愛護会普及のための情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛護会の普及に向け、愛護会の活動情報を広く市民にPRしていくとともに、自治会・企業への愛護会設立の働きかけを継続的に行っていく。 愛護会の活動を支援するため、樹木や花の管理に関する講習などを実施していく。 	
734	築瀬土地区画整理事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・工作物等移転 ・道路整備	計画どおり	198,637	H31		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】仮換地指定、工作物等移転及び道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係権利者の協力を得ながら、計画通りに仮換地指定を実施するとともに、工作物等移転や道路整備などの公共施設整備を計画的に行い、基盤整備を推進した。 <p>【②今後の取組方針】計画的・効率的な公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、早期の事業完了に向け、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、仮換地指定を完了させるとともに、工作物等移転や公共施設整備等を計画的かつ効率的に実施し、工事概成を目指していく。 	
735	宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・道路整備 ・宅地造成 ・換地計画作成	計画どおり	224,531	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】道路整備及び宅地造成の推進、換地処分に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路整備などの公共施設整備を計画的に行い、基盤整備を完了させた。 換地処分に向け、権利関係の整理や清算金を算定し換地計画を作成するとともに、その換地計画を関係権利者に対して説明し、概ね理解が得られた。 <p>【②今後の取組方針】換地処分に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、令和5年度の換地処分に向け、引き続き、換地計画を関係権利者に丁寧に説明し理解を得ながら、計画的に事業を推進する。 	
736	宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画どおり	1,538,580	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】建物移転、道路整備及び宅地造成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区内の骨格を形成する都市計画道路「産業通り」については、完成4車線化に向け、他事業と密に連携・調整しながら重点的に整備を進めてきた。また、仮換地指定や建物移転、道路整備などの公共施設整備を計画的に実施し、基盤整備を推進した。 <p>【②今後の取組方針】計画的・効率的な公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、住宅密集地における建物移転を円滑に進める。 地区内の都市計画道路については、道路ネットワークの形成による交通利便性の向上や防災性の強化に加え、土地利用の増進など、様々な効果が期待できることから、引き続き、「産業通り」は「国道123号」との交差点改良を進め、「宇大南通り」は早期開通に向け建物移転や整備を推進していく。 	
737	宇都宮鶴田第2土地区画整理事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画どおり	464,662	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】建物移転、道路整備及び宅地造成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係権利者の協力を得ながら、工作物及び建物移転を進め、道路整備などの公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。 <p>【②今後の取組方針】計画的・効率的な公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、仮換地指定を完了させるとともに、計画的な保留地処分を実施することで安定的に財源を確保し、建物等移転や公共施設整備を円滑に進める。 	
738	岡本駅西土地区画整理事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画どおり	151,883	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】建物移転、道路整備及び宅地造成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅へのアクセスの向上を図るため、重点的に都市計画道路に係る建物移転や道路整備などを行い、基盤整備を推進した。 <p>【②今後の取組方針】計画的・効率的な公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転を円滑に進める。 地区内の主要な動線となる都市計画道路の整備により、交通利便性の向上が図られ、土地利用の促進などの効果が期待できることから、都市計画道路「駅西中央通り」の早期供用開始に向け整備を進めていく。 	
739	小幡・清住土地区画整理事業	VI-20	地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画どおり	2,795,122	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】建物移転、道路整備及び宅地造成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団移転に伴う建築物等の移転や道路整備などの公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。また移転計画に沿った仮換地指定や建物調査などを行い、令和5年度以降の計画的な集団移転の実施に向けた取り組みを推進した。 <p>【②今後の取組方針】計画的・効率的な公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、計画的に事業を推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、年度ごとの移転計画に沿った仮換地指定及び円滑な集団移転を進める。 当該地区内の都心環状線については、道路ネットワークの形成による交通利便性の向上が図られるとともに、事業を円滑に推進する上で必要となる公共施設整備であり、更には権利者の建築工事の資機材搬入路となることから、早期の供用開始に向け優先的に整備を進めていく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
740	空き家等対策推進事業	VI-20	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	空き家の発生抑制や 管理不全解消、活用 促進	市民・空き家所有者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理意識啓発に係る 情報提供 ・管理不全状態の解 消に向けた法や条例に 基づく指導等の実施 ・協力事業者の紹介など の「紹介業務」の実施 (官民連携事業) ・空き家等に関する啓発 などの「情報発信業務」 の実施(官民連携事業) 	計画 どおり	1,760	H24	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):管理不全な空き家等の解消及び官民連携事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法や条例に基づく指導等において、指導した管理不全な空き家等のうち、空き家については約52%、空き地については約66%の問題を解決するとともに、相続人が不在の空き家に対して相続財産管理制度を適用するなど、管理不全な空き家等の解消を図った。 ・官民連携事業である「協力事業者紹介業務」においては、令和3年度を超える125件の相談が寄せられ、17件が成約したほか、空き家を居住以外の用途として活用するモデル事業の実施に向けた意見交換等を行った。また、「情報発信業務」においては、「空き家・空き地活用バンク」による物件の情報発信に取り組んだほか、空き家を活用したい人材の確保や育成を図るため、空き家の活用に必要な知識や技能を体系的に学習できる機会を提供する「空き家の学校」を、令和3年度に引き続き開催するなど、官民連携事業を着実に推進した。 一方で、管理不全な状態にある空き家は減少傾向にあるものの、空き家の総数は増加していることや、所有者等が高齢者などで身体的・経済的な理由などにより、所有者自身による解決が困難な空き家等や不動産市場での流通が難しい未接道などの空き家等への対応が課題となっていることから、さらなる対応策を講じていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:第2次空き家等対策計画に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次宇都宮市空き家等対策計画の方針の下、引き続き、各種啓発事業に取り組むほか、空き家等の発生予防のため、新たに、持ち家を所有するひとり暮らし高齢者に対して、生前のうちから将来の持ち家の管理や活用等の意向に応じた情報提供等に取り組む。 ・管理不全な状態の解消に向け、引き続き、法や条例に基づく指導等を円滑に実施するとともに、各種補助金の周知や財産管理制度の活用に取り組む。 ・活用促進については、引き続き、「空き家・空き地活用バンク」等による情報発信に取り組むとともに、空き家をオフィスやギャラリーなどの居住以外の用途に利用するモデル事業を実施するなど、「宇都宮空き家会議」や関係課と連携し、官民連携事業を推進していく。 	拡大	
741	空き家等対策地域活動費補助金	VI-20	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	地域が取り組む空き 家対策等活動の支 援	地域活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付 [発生抑制活動及び適 正管理活動] 10万円を上限に補助 [有効活用活動] 40万円を上限に補助 	計画 どおり	900	H26	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):空き家等対策に取り組む地域活動団体への支援実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効活用活動について、空き家を活用した地域住民の居場所作りや空き地を活用した地域交流広場整備など、地域による主体的な空き家等対策の活動を支援することができた。 ・地域が空き家等の所有者と同意を得た樹木や生垣の剪定、草刈りを行う適正管理活動などでも利用促進が図られるよう、制度の周知に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域活動団体への制度周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会や地域まちづくり組織における会議の場などにおいて、制度の活用事例などを示しながら、引き続き制度の周知に努めていく。 		
742	空き家等対策補助金	VI-20	空き家・空き地対策の推進	好循環P 戦略事業	危険な空き家の除 却促進 ・地域活性化に資す る用途への空き家の 活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険空き家 除却費補助金] 空き家所有者等 [再生支援事業補 助金] 地域活動団体、法 人、個人 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付 [老朽危険空き家除却 費補助金] 補助率3分の2で上限 70万円を補助 [再生支援事業補助金] 補助率3分の2で上限 440万円を補助 	計画 どおり	11,450	H29	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):空き家等対策補助金の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「老朽危険空き家除却費補助金」について、令和4年度は、前年度の33件を大幅に超える56件の事前申請を受け、そのうち、現地調査の結果、危険な状態と判定した空き家19件の除却に対し補助金を交付した。 ・危険な空き家の除却や空き家の活用により空き家の解消につながるよう、更なる制度の周知に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:相談者等への制度周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や市のホームページにおいて広報するとともに、危険な空き家の除却や空き家の活用について問い合わせのある相談者に対し、補助金の利用を案内するなど、制度の周知に努めていく。 		
743	都心部道路景観整備事業	VI-20	都市景観の保全・創出		都心部道路景観の 整備	中心市街地に居住 する市民、商店、道 路利用者	道路景観整備	計画 どおり	—		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):道路景観整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に行った対象路線の見直し後、優先整備路線として位置付けた3路線のうち、市道3号線(ユニオン通り)の整備が令和2年度に完成したところである。 しかし、路線の見直しから期間が経過し、LRTの駅西側導入や導入を契機としたウォークアブルなまちづくりなど中心市街地を取り巻く環境の変化に加え、市民の防災意識の高まりなど道路のあり方が過渡期にあることから、関連計画等と整合を図りながら次期整備路線の選定に向けた検討を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:中心市街地の良好な景観を形成する道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期整備路線の選定について、現在策定中の「(仮称)都心部まちづくりプラン」や道路事業全般に係る方針案と連携を図りながら、地元組織との意見交換等を行い、検討を進めていく。 		
744	魅力ある都市景観づくりの推進	VI-20	都市景観の保全・創出	SDGs 好循環P 戦略事業	良好な景観形成の 推進	市民・事業者・行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区指 定等に向けた取組の推 進 	計画 どおり	0	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):景観形成重点地区等の指定に向けた意見交換等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅東口地区において、駅前空間におけるLRTと調和した良好な景観を今後も維持・保全するため、景観重要公共施設を新たに指定した。駅東口地区における景観づくりの取組みについて、中央ゾーンのエリアマネジメント協議会や地区内の事業者等と意見交換を行った結果を踏まえ、駅東口における景観づくりについて見直しを検討する必要がある。 ・駅周辺地区間については、地元住民や事業者などに個別訪問等を行い、景観に関する機運の醸成を図り、景観づくり推進協議会を設立した。景観づくり指針の内容の検討を踏まえ、駅周辺地区間における景観形成に対するイメージの共有化を行うとともに、景観形成基準についても併せて検討する必要がある。 ・釜川周辺地区においては、景観づくり推進協議会を開催し、景観形成重点地区等の指定に向けてスケジュール等の見直しを行うとともに、重点地区等の指定に向けた基準や景観づくり活動内容の見直しを検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:魅力ある都市景観の形成に向けた取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺地区間については、景観形成重点地区の指定に向け基準の検討を進めるとともに、駅前空間と連続した景観が形成されるよう、駅東口地区の事業者等と連携しながら、地元住民や事業者、景観づくり推進協議会とLRT開業までに景観づくり活動を開始する。 ・釜川周辺地区などにおいては、地元住民や事業者、関係団体と連携し、魅力ある都市景観の形成に向けた景観形成重点地区等の指定に向け、地域の特徴や意見を踏まえた景観形成基準の検討や、地域の魅力を高める景観づくり活動が開始できるよう、景観づくり推進協議会を開催するなど取組を進めていく。 		

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
745	地域の景観づくり組織等への支援	VI-20	都市景観の保全・創出	SDGs 好循環P 戦略事業	地域特性を活かした魅力ある都市景観づくりの推進	・景観形成重点地区等の指定を目指す団体、又は景観形成重点地区内の市民・事業者、大谷石建築物の所有者	・景観づくりを実施する関係団体等に対する支援を実施 ・大谷石建築物の保全・活用の推進	計画どおり	3,622	活動交付金・整備費補助金 H21 まちなみ景観保全補助金 R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):整備費補助金等の制度活用に向けた取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや個別訪問、窓口等において整備費補助金の制度を周知したことにより、地域特性を活かした魅力ある都市景観づくりに向けた景観整備(屋外広告物の改修等)に対する支援を実施することができた。 ・景観形成重点地区等の指定を目指す景観づくり推進協議会(駅周辺区間等)と連携し、地域の魅力を高める景観づくり活動に向けた内容の検討を行うことは出来たことから、令和5年度に景観づくり活動が実施されるよう、引き続き各地区の推進協議会へ活動交付金の活用も含めた支援を行っていく必要がある。 ・大谷石建築物の保全・活用については、中心市街地等における所有者等に個別訪問を行い、ライトアップ機材を貸し出すことで、大谷石建築物の魅力を高めることができたが、本市ならではの景観資源である大谷石建築物のさらなる魅力向上に向け、所有者等に対するまちなみ景観保全補助金の制度のPR方法を検討し、制度の活用促進に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:支援制度の周知と活用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区等の指定済の地区においては、魅力ある景観整備が促進されるよう、自治会回覧等を活用するなど、制度(整備費補助金)の周知啓発に取り組んでいく。 ・景観形成重点地区等の指定を目指す地元団体等と連携を図りながら、地域の特性に合わせた実効性の高い景観づくり活動の実施に向け、活動交付金の活用も含めた支援に取り組んでいく。 ・大谷石建築物の所有者等に対し、大谷石建築物の修繕やライトアップ等の支援制度をHPや個別訪問において周知・啓発する際に、制度を活用した事例の写真を活用するなど、制度の活用後のイメージを共有することにより、制度への理解を深めてもらい、本市の特徴的な景観である大谷石のある魅力的な景観形成の促進に取り組んでいく。 	
746	景観啓発事業の推進	VI-20	都市景観の保全・創出		市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進	・市民・事業者	・景観啓発事業の推進 ・景観の学習機会等の提供	計画どおり	249	景観賞 H4 百景 H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新しい生活様式を踏まえた周知・啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつつのみや百景ツアーについては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、参加者数の制限やソーシャルディスタンスに配慮しながら徒歩ツアーやバスツアーを適宜開催し、市民が景観に触れる機会をつくることにより、景観に対する意識の高揚を図ることができた。 ・パネルの展示や出前講座についても適宜開催し、市民が景観に触れる機会を提供することは出来たが、これまでに参加する機会が少なかった若年層を含めた幅広い世代が参加できるような市民参加型の啓発事業の充実を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:事業の充実と効果的な啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、より多くの市民に景観に対する意識啓発を図るため、SNS等を活用した情報発信の充実や、関係団体との連携による、うつつのみや百景の推奨回遊ルートへの公開など、啓発事業の強化に取り組んでいく。 ・SNS等を活用した市民が気軽に参加できる新たな取組みを開始することにより、若年層が積極的に啓発事業に参加する機会を提供するとともに、啓発事業を充実させる。 ・これまで、隔年開催としてきたまちなみ景観賞においては、募集期間を延長し四季を通じた新たな景観の発見を促す。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
747	木造住宅耐震診断補助金	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進		住宅の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	・耐震診断等費用の一部補助	計画どおり	1,959	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 周知啓発の実施・補助制度の見直し】</p> <p>・「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2022」に基づき、自治会回覧や広報紙、HP等により、耐震化の必要性や補助制度を広く周知を行うとともに、旧耐震基準住宅の所有者への直接通知や、老朽化した木造住宅が密集し、大規模地震時に倒壊などの被害想定が大きいエリアを重点化した戸別訪問を実施した。</p> <p>・耐震診断に踏み出せない主な理由として、診断耐震手続きの煩雑さや費用負担が考えられることから、より活用しやすい制度への見直しを図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針: 制度の見直し・補助制度の利用促進】</p> <p>引き続き、地震による住宅倒壊の被害から市民の生命を保護し、生活の安全・安心を確保するため、木造住宅の所有者に対し、耐震化の重要性を普及啓発するとともに、木造住宅耐震診断補助金制度を見直し、新たに診断士派遣制度(耐震診断無償化)を実施することにより、耐震化のさらなる促進を図っていく。</p>	改善
748	木造住宅耐震改修補助金	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進		住宅の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	・耐震改修等費用の一部補助	計画どおり	60,793	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 補助制度の活用・周知啓発の実施】</p> <p>・「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2022」に基づき、自治会回覧や広報紙、HP等により、耐震化の必要性や補助制度を広く周知を行うとともに、旧耐震基準住宅の所有者への直接通知や戸別訪問を実施するほか、住宅所有者の個別事情に対応するため、令和4年度より、部分耐震改修や耐震シェルター、防災ベッドの設置費用に対する補助を行った。</p> <p>・引き続き、地震による住宅倒壊の被害から市民の生命を保護し、生活の安全・安心を確保するため、自治会回覧や広報紙での周知はもとより、対象者への直接通知や戸別訪問、電話連絡に加え、防災ベッドの実物展示、耐震無料相談会の機会などを捉え、補助制度をPRすることにより、耐震化を促進していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針: 建物所有者への継続的なフォロー】</p> <p>引き続き、立地適正化計画の居住誘導区域における旧耐震基準の木造住宅が集中する地域にターゲットを絞った戸別訪問や関係団体との連携による周知活動などに取組むとともに、耐震性が不足する場合には、耐震化を支援する各種補助制度の活用を促すほか、耐震化に踏み出せない所有者に対し、定期的に経過確認を行うなど継続的なフォローに取り組むことで、耐震化のさらなる促進を図っていく。</p>	
749	民間建築物アスベスト除去等補助金	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進		アスベストの適正処理促進	吹付けアスベストが施工されている民間建築物の所有者	・アスベスト除去等費用の一部補助	計画どおり	0	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 補助制度の周知】</p> <p>・広報紙やHP等への掲載によりアスベスト補助制度を周知するとともに、建設リサイクル法に基づく届出時や、建築関係団体による研修会において周知活動を行っているが、令和2年度以降、補助実績がないことから、より一層、効果的な普及啓発を行う必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針: 補助制度の周知強化・周知啓発の実施】</p> <p>今後とも、市民の健康被害を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため、アスベストに関する注意喚起や補助制度の広報を強化していく。</p>	
750	ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進	好循環P	・定住人口の獲得 ・拠点形成の促進 ・良質な住宅ストックの形成	居住誘導区域等に自宅を購入しようとする世帯	・住宅取得費の一部補助 ・住宅金融支援機構との連携事業(フラット35の金利優遇)の実施	計画どおり	94,100	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 拠点形成の推進及び定住人口の獲得】</p> <p>・令和4年度は、本補助制度を活用し、357世帯(975人)が居住誘導区域等に新たに住宅を取得し、うち市外からの転入が101世帯(245人)となるなど、定住人口の獲得等に貢献した。</p> <p>・引き続き、制度利用を促進し、定住人口の獲得に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針: 定住人口の更なる獲得に向けた制度利用の促進】</p> <p>令和5年度は、定住人口の更なる獲得に向けて、4月から本市中心部への移住や東京圏からの転入、子育て世帯の居住、中古住宅の流通促進に係る支援を拡充するとともに、制度利用の促進に向けて、引き続き、不動産事業者への周知のほか、「宇都宮サテライトオフィス」や「ミヤカム」、各種移住定住アプリ、「教えてミヤリー」など様々な広報媒体を活用した積極的なPR活動に取り組む。</p>	
751	住宅改修事業費補助金	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進		・既存住宅の活用促進 ・安心・良質な住まいづくりの推進	自宅の機能・性能向上の改修工事を行う者	住宅改修費の一部補助	計画どおり	37,954	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 既存住宅の活用促進】</p> <p>・令和4年度も高齢者世帯を中心に、ユニットバスへの交換等による風呂場の段差解消等のバリアフリー工事などの補助実績は397件で、既存住宅の性能・機能向上が促進されている。</p> <p>・引き続き、住生活に係る市民ニーズ等に対応した制度の充実などに取り組みながら、既存住宅の活用をより一層促進する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針: 良質な住宅ストックの形成に向けた支援推進】</p> <p>令和5年度は、住み慣れた既存住宅の性能・機能の向上や、中古住宅の流通の促進に向けて、引き続き、不動産事業者やリフォーム関連業者への補助制度等の積極的なPR活動に取り組む。</p>	
752	市営住宅整備事業	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進		住宅セーフティネット機能の向上	老朽化した市営住宅	計画的な整備工事の実施	計画どおり	79,652			<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 市営住宅の機能向上に向けた取組の推進】</p> <p>令和4年度は、市営住宅の整備工事や修繕工事を適切に実施したことにより、住宅ストックの機能向上及び長寿命化を図った。また、宝木市営住宅については、団地再生基本計画に基づき、4～6号棟の耐震補強工事や雨水排水施設整備工事などを計画どおり実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針: 宝木市営住宅団地再生事業の着実な推進】</p> <p>令和5年度は、同7～10号棟の耐震補強工事を予定しているところであり、関係課との連携のもと、安全管理を徹底するとともに、工事中の騒音対策として休憩室を確保するなど入居者の負担軽減を図りながら、事業の着実な推進に取り組む。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
753	ようこそ宇都宮へ フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進	SDGs 好循環P	・都市活力の源泉となる人口の獲得 ・拠点形成の促進	居住誘導区域に転入する若年夫婦世帯、子育て世帯、新卒採用者、結婚を希望する女性	家賃の一部補助	計画 どおり	1,960	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:拠点形成の促進及び都市活力の源泉となる人口の獲得 ・令和4年度は、本補助制度を活用し、24世帯(49人)が居住誘導区域に転居し、うち市外からの転入が22世帯(46人)で補助総件数の9割を占めるなど、人口獲得に貢献した。 ・引き続き、制度利用を促進し、人口獲得に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:居住人口の更なる獲得に向けた制度利用の促進 令和5年度は、都市活力の源泉となる人口の獲得に向け、4月から子育て世帯に係る支援を拡充するとともに、制度利用の促進に向けて、引き続き、不動産事業者への周知のほか、「宇都宮サテライトオフィス」や「ミヤカム」、各種移住定住アプリ、「教えてミヤリー」など様々な広報媒体を活用した積極的なPR活動に取り組む。</p>	
754	サービス付き高齢者向け住宅整備促進事業	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進		・安心・良質な住まいづくりの推進 ・拠点形成の促進	サービス付き高齢者向け住宅を供給する事業者	・整備費の一部補助 ・固定資産税の減免 ・登録基準(居住面積水準)の緩和	計画 どおり	6,541	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:居住の安定に向けた良質な民間賃貸住宅の提供 令和4年度は、整備費補助制度の創設や固定資産税減免割合の拡大などを行い、都市機能誘導区域内にサービス付き高齢者向け住宅が新たに1棟(35戸)整備された。</p> <p>【②今後の取組方針】:NCCの形成に資するサービス付き高齢者向け住宅の供給促進 令和5年度は、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に向け、市内運営事業者等への支援制度等のPR活動などに取り組む。</p>	
755	建築士による住宅相談事業	VI-21	安心で快適な住まいづくりの促進		安心・良質な住まいづくりの推進	住宅に関する悩み事を抱える者	一級建築士による住宅相談会の実施	感染症の影響による変更	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:住宅問題に対する不安解消に向けた相談支援 前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、相談事業を実施できなかったが、再開に向けて、コロナに係る動向等を踏まえながら、協力団体(相談員派遣元)と調整していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:多様化する住まいの相談ニーズへの適切な対応 令和5年度は、相談事業の再開に向けて、協力団体と調整しながら、コロナの感染対策に配慮した開催手法の見直し等に取り組む。</p>	改善
756	河川環境基金事業	VI-21	水と緑の保全・創出		河川環境保全意識の普及啓発	・市内全域の市民	・基金を利用した市民参加イベントの実施 ・イベント補助金の交付 ・修景施設の整備	計画 どおり	412	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:河川環境基金を活用したイベントの充実による普及啓発 ・3年ぶりに「川の日クリーン作戦イベント」を開催し、イベント参加者に対して河川環境保全意識の普及啓発を図った。 ・鬼怒川における「自然観察会」などの愛護会が主催するイベントの実施に対して補助金を交付し、河川環境保全意識の醸成に向けた普及啓発活動を支援した。 ・河川の良好な景観形成に向けて、修景施設の点検や除草等の維持管理を適切に行った。 ・良好な河川環境の形成及び保全や市民の環境保全意識の醸成に向けた効果的な普及啓発事業を検討していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:河川環境基金を活用した環境保全普及啓発事業の推進 ・良好な河川環境の形成及び保全に寄与するため、河川環境基金を活用した河川教育や美化緑化などの取組の充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き、「川の日クリーン作戦イベント」の開催や愛護会が主体となったイベント開催を積極的に支援し、活動参加者の増加に取り組む。</p>	
757	河川愛護支援活動事業	VI-21	水と緑の保全・創出		河川愛護活動事業の推進	・宇都宮市河川愛護会に所属する河川愛護グループ	・河川愛護活動への支援 ・会報の発行 ・意見交換会の実施	計画 どおり	1,917	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:河川愛護活動への支援 ・宇都宮市河川愛護会に所属する河川愛護団体(50団体)に補助金を交付し、河川の除草・清掃などの河川愛護活動を支援するとともに、愛護会活動を広く市民に周知するための会報誌の発行、市役所本庁舎内での河川愛護活動のパネル展示や商業施設におけるオープンハウスの実施により市民が主体となった活動の普及啓発を図った。 ・持続可能な河川愛護活動に向けて、担い手不足への対応が必要となっている。</p> <p>【②今後の取組方針】:河川愛護グループ活動の活性化の推進 ・河川愛護会メンバーの高齢化が進む中、今後とも市民参加による愛護活動を継続させていくため、他市の取組などを参考に愛護団体との意見交換を行いながら、新たな担い手の発掘・育成に取り組む。 ・市民の河川環境への関心や保全意識の向上を図るため、引き続き「総合治水・雨水対策」の推進に向けたオープンハウス等での周知啓発の機会を通じて、河川愛護活動を広くPRし、活動の普及啓発と市民の河川愛護意識の醸成に取り組む。</p>	
758	里山・樹林地の保全・整備	VI-21	水と緑の保全・創出		都市緑地の適切な維持管理と保全・活用	・都市緑地 約59.ha 【内訳】 戸祭山緑地 約26.ha 鶴田沼緑地 3.9ha 上戸祭緑地 約2.1ha	・公有地化した緑地の適切な維持管理 ・未取得用地の計画的な取得	計画 どおり	44,379	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:都市緑地の保全・活用 ・公有地化した緑地について計画的・効果的な維持管理を行うとともに、鶴田沼緑地の未取得用地を取得した。 ・(公財)グリーントラストつうのみやと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として、緑地を活用した。 ・本市の天然記念物である「鶴田沼緑地のハッコウトシロ」などの希少な生物が激減するなど、鶴田沼緑地の環境に変化の兆候が見られていることから、供用開始に向けた整備に伴い、環境保全に係る現況把握に向けて専門的調査を行う必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:都市緑地の保全・活用及び未取得用地の計画的な取得 ・都市緑地として公有地化したままとりのある緑地について、各緑地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、(公財)グリーントラストつうのみやと連携しながら、保全・活用していく。 ・鶴田沼緑地を市民が身近に親しめる憩いの場として活用していくよう、国庫補助金を活用しながら未取得用地の計画的な取得を進めていく。 ・鶴田沼緑地について、関係課と連携しながら、専門家による自然環境調査を実施し、鶴田沼緑地の自然環境の現状を適切に把握するとともに、調査結果を基に自然環境アドバイザー等の意見を伺い、必要に応じて環境改善等の方針とりまとめに向けた検討をする。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
759	宇都宮市森づくり活動推進事業	VI-2-1	水と緑の保全・創出		市民に対する緑地保全と緑化に係る普及啓発	・市内で森づくり等を目的に活動する法人	・市民を対象に実施する。緑地保全・緑化普及啓発を目的とした森づくり活動事業に対する助成	計画どおり	340	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):基金を活用した普及啓発の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宇都宮市森林環境基金」を原資として、緑地保全等に係る活動を市内で精力的に行っている法人を対象に本事業を実施(普及啓発事業に係る経費を助成)し、緑地保全及び緑化に係る普及啓発について、促進を図ることができた。 引き続き、事業の広報・周知に努め、本事業をより効果的に、広く活用してもらえるような検討が必要である。 <p>【②今後の取組方針:基金を活用した効果的な普及啓発の促進・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> みどり豊かな環境を将来に引き継いでいくため、緑地の保全や市民に対する普及啓発を図ることができるよう、引き続き、市内で森づくり等を目的に活動する法人に対する募集を行うとともに、交付団体への適切な支援に取り組む。 	
760	都市緑化の推進	VI-2-1	水と緑の保全・創出		市民・事業者に対する都市緑化の普及啓発と市民協働による緑空間の創出	・市民、事業者 ・民有地、公有地、公共公益施設	・市民・事業者・行政の協働による花いっぱいのみちづくりの促進	計画どおり	5,046	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業内容の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地緑化事業において、市内の高校や宇都宮市花と緑のみちづくり推進協議会、緑化ボランティア等との連携を図りながら、多くの人の目に触れる公共施設等のほか、公共的な空間を有する民間施設(1箇所増加)やみどりの小径に新たにプランター等を設置し、緑空間の創出、及び都市緑化に対する市民意識の高揚を図った。 みはし通りとユニオン通りにおいては、花苗配布事業の活用や、植替え時のアドバイス等を行うことで、商店街が主体となった緑化活動に繋げることができた。 団体開催期間に合わせて公民連携によりプランター等を設置し、市の玄関口であるJR宇都宮駅周辺に華やかな緑空間を創出することができた。 花と緑のフェスティバルと合わせて、地域と連携し中心市街地を集中的に花や緑で彩り、回遊性向上に寄与する華やかな緑空間を創出することができた。 各事業を実施する際は、宇都宮市花と緑のみちづくり推進協議会と連携しながら、随時SNS等による情報発信を行うことで、事業の更なるPRを図ることが出来た。 第3次緑の基本計画に掲げたビジョンの実現に向け、「みどりによる中心市街地の魅力向上」を目指し、賑わいや居心地の良さを向上させる人の目に見える緑を効果的に配置・創出する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:市民が連携した中心市街地における緑の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①昨年度の評価(成果や課題):市民主体の緑化事業の推進及び団体と連携した緑地の保全・活用 協議会会員が地域に密着した形で自主的に緑化活動を行っており、市民主体で効果的に緑化を推進することができた。 (公財)グリーントラストのみやと連携し、戸祭山緑地等の公有地の保全や活用に取り組むとともに、市の出資法人であるグリーントラストのみやが適切な運営が行えるよう、支援や情報提供に取り組むことができた。 戸祭山緑地においては、民間企業とグリーントラストのみやの連携による緑地保全活動を支援することができた。 今後においても、同様の取組の拡大に向けて活動をPRしていく必要がある。 市民協働による都市緑化及び緑地の保全・活用をより一層推進するため、団体等の活動について、さらなるPRに取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:充実した事業運営等のための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化などによる担い手不足が懸念されていることから、より多くの市民が緑の大切さを理解し、活動に参画できるよう、各種団体等と緊密に連携しながら、緑地の保全・活用や、各種緑化推進事業に取り組むとともに、さらなる民間企業との連携の促進を図るため、戸祭山緑地における取組のPRを図るとともに、参画企業の掘り起こしや連携方策等を検討する。 適切な団体運営や充実した事業運営が行えるよう、さらなる財源の確保や、団体における事業の充実と効果的な推進に向けて、必要な支援や情報提供に取り組む。 SNS等を活用し、団体等の活動のPRに取り組む。都市緑化の促進と緑地の保全・活用を図る。 	
761	緑化推進及び緑地保全団体への支援	VI-2-1	水と緑の保全・創出		市民協働による都市緑化の促進と緑地の保全・活用	・宇都宮市花と緑のみちづくり推進協議会 ・(公財)グリーントラストのみや	・花と緑の普及啓発を目的とする団体及び緑豊かなまちづくりを目的とする公益財団への活動費補助	計画どおり	9,379	花緑H13GT H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コナ福における緑化の普及啓発と緑化意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、コロナ禍においても安心して楽しめるよう、これまでの城址公園での単日開催から、中心市街地を面として活用した。一定期間、市民が花や緑に親しみ、参加しながら楽しめる開催方法に変更した。 中心市街地に設置したミニガーデン(5箇所)と、それを繋ぐ動線区間(5箇所)を巡る「花と緑のウォークラリー(10/1~10/16)」と、市民が自身で彩ったガーデンの写真をSNS等で募集し、表彰する「Myガーデンコンテスト(9/1~10/31)」を実施することで、開催方法を変更しながらも、効果的な緑化の普及啓発と緑化意識の高揚を図ることが出来た。 コロナ収束後においては、集客が見込める会場での開催など、緑豊かなまちづくりへの市民意識の高揚を図る企画を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:中心市街地を活用した市民の緑豊かなまちづくりへの意識の更なる高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民のさらなる緑化意識の醸成に向けて、地域や団体と連携しながら、まちなかの回遊性に寄与する効果的な緑化推進を図るため、まちなかにおける他のイベントと連携した効果的なPR活動に取り組む。 	
762	宇都宮市花と緑のフェスティバルらつのみや交付金	VI-2-1	水と緑の保全・創出		市民に対する緑化の普及啓発と緑化意識の高揚	・宇都宮市花と緑のみちづくり推進協議会	・「花と緑のフェスティバル」を実施するための交付金を交付	計画どおり	2,548	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):講習会開催数及び受講者数の増】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種緑化講習会については、コロナ禍においても感染防止策を講じながら、地域団体への周知を図ったことにより、受講者数等の増加に繋げることができた。 移動緑化講習会については、団体と連携して開催することにより、未来の緑化活動の担い手となる小学生に対し、楽しみながら花や緑への興味・関心を高め、知識の習得に繋げることができた。 <p>【②今後の取組方針:新規受講者及び継続受講者の獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用するほか、各種緑化事業においてPRを行い、新規受講者増加に取り組むとともに、再受講に繋がるよう、講習内容の見直し・充実等に取り組む。 	
763	緑化の普及啓発	VI-2-1	水と緑の保全・創出		市民に対する身近な緑化に関する普及啓発	・市民	・緑化の普及啓発のための各種緑化講習会の実施	計画どおり	1,452	S56		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):講習会開催数及び受講者数の増】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種緑化講習会については、コロナ禍においても感染防止策を講じながら、地域団体への周知を図ったことにより、受講者数等の増加に繋げることができた。 移動緑化講習会については、団体と連携して開催することにより、未来の緑化活動の担い手となる小学生に対し、楽しみながら花や緑への興味・関心を高め、知識の習得に繋げることができた。 <p>【②今後の取組方針:新規受講者及び継続受講者の獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用するほか、各種緑化事業においてPRを行い、新規受講者増加に取り組むとともに、再受講に繋がるよう、講習内容の見直し・充実等に取り組む。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
764	都市交通戦略推進事業	VI-22	公共交通ネットワークの 充実	SDGs	「宇都宮都市交通戦略」の効果的・効率的な推進	・市民 ・交通事業者 ・行政	都市交通戦略に掲げた 施策・事業等の進行管理	計画 どおり	0	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】各施策・事業の進捗状況等の確認 ・「第2次宇都宮都市交通戦略」に掲げた各施策・事業について、各実施主体における各施策・事業の実施状況や目標指標の達成状況を確認するとともに、戦略の策定から5か年が経過することから、令和5年度の間見直しに向けて、見直しの方向性や庁内策定体制の検討を進めるなど、事前準備を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:中間見直しの実施】 ・NCC形成の更なる推進に向けて、計画に位置付けた各施策事業の取組状況や公共交通基本条例の制定など本市交通を取り巻く環境の変化などを踏まえ、現状分析や課題の整理を行い、「第2次宇都宮都市交通戦略」の中間見直しを行う。</p>	
765	地域公共交通計画策定事業	VI-22	公共交通ネットワークの 充実	SDGs	JR宇都宮駅西側LRT整備に合わせたバス路線再編の前提となる「(仮称)芳賀・宇都宮地域公共交通計画」の策定	・市民 ・交通事業者 ・行政	(仮称)芳賀・宇都宮地域 公共交通計画の策定	計画 どおり	0	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】施策の方向性検討 ・駅西側LRTの事業化に向けた検討の進捗を踏まえ、地域公共交通計画の策定スケジュールを変更(R4→R5)した。策定にあたっては、既存計画である「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画」を改定することとし、「芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会」において、施策の方向性等について、委員から意見を聴取しながら検討を進めた。 ・引き続き、令和5年度の計画策定に向けて、協議会を開催しながら、施策・事業の検討などに着実に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:(仮称)芳賀・宇都宮地域公共交通計画の策定】 ・令和4年度の検討内容や駅西側LRTの事業化に向けた検討の進捗を踏まえ、第2次宇都宮都市交通戦略の中間見直しとの整合を図りながら、目指す将来の公共交通ネットワークの実現に向けて取り組む施策・事業などを取りまとめ、協議会やパブリックコメントでの意見を聴取しながら計画を策定する。</p>	
766	JR宇都宮駅東側における バス路線再編事業	VI-22	公共交通ネットワークの 充実	SDGs 好循環P 戦略事業	LRTや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築	交通事業者	駅東側におけるLRT導入と合わせたバス路線再編の検討	計画 どおり	330	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】地域公共交通利便増進実施計画の策定 ・駅東側の各地区市民センターや大型商業施設等でのオープンハウスに加え、自治会回覧などにより、再編案に関する市民の意見を聴取し、適宜、再編案に反映した。 ・再編の円滑かつ確実な実施に向け、再編後のバス路線の運行内容を取りまとめた「地域公共交通利便増進実施計画」を策定した。 ・LRTの開業と合わせたバス路線再編の実施に向け、国への認可申請を行うなど、準備を着実に進める必要がある。 ・再編後のバス路線を市民が混乱なく利用できるよう、運行ルートや運行ダイヤ等について、丁寧に周知を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:LRT開業と合わせたバス路線再編と運行情報の周知】 ・バス事業者と新設路線の運行に関する協定を結び、運行ダイヤの調整や新設バス停の作製、バス路線図、車内アナウンスの更新などの準備を進め、新設路線の運行を開始する。 ・バス路線再編の情報について、広報紙や市ホームページにより広く周知するほか、特にバス路線再編の影響を受ける市民や学校等に対し、様々な手法を用いて、丁寧に周知に努めていく。</p>	
767	JR宇都宮駅西側における バス路線再編事業	VI-22	公共交通ネットワークの 充実	SDGs 好循環P 戦略事業	LRTや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築	交通事業者	駅西側におけるLRT導入を見据えたバス路線再編の検討	計画 どおり	11,000	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】駅西側バス路線再編の方向性の決定・公表 ・令和4年8月に都心部を循環するバス路線や都心部と郊外部の拠点間を結ぶ路線の充実など、NCC形成に向けた駅西側LRT導入後のバス路線再編の方向性を決定し公表した。 ・駅西側LRTの事業化に向けた検討の進捗を踏まえ、バス事業者などと適宜協議しながら、LRTと重複する大通りのバス路線のあり方などを検討していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:LRT導入後の大通りのバス路線再編案の検討】 ・LRT導入後の大通りのバス路線再編案について、駅西側LRTの整備区間や現在のバス利用実態などを踏まえ、LRTとバスの適切な役割分担や利用者の乗り継ぎ負担の軽減などの観点から、引き続き、バス事業者と協議しながら検討を進める。 ・鉄道駅やトランジットセンターなど各交通結節点におけるバスの発着について、関係部局と連携を図りながら検討を行う。</p>	
768	生活バス路線維持事業	VI-22	公共交通ネットワークの 充実	SDGs	バス路線の維持・存続	0	赤字のバス路線の運行に対する補助	計画 どおり	66,525	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】国・県協調補助の実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の収益の減少に伴い、従来であれば補助対象路線から除外されてしまう路線について、国・県の要件緩和により、引き続き、赤字バス路線に対する国・県協調補助を行うとともに、国の要件緩和に準じて、補助額の通減に係る要件を緩和することで、市単独補助も実施し、バス路線の維持・存続を図った。 ・バス路線の維持・存続を図るためには、赤字バス路線に対する補助が必要であるとともに本市の目指すNCCの形成に向けて、地域拠点と都市拠点をつなぐ幹線路線など、バス路線の充実に向けた支援が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:国・県協調補助の継続及びNCCIに資するバス路線への新たな市単独補助の実施】 ・市民生活の交通手段を確保するため、引き続き、国・県と協調しながら、赤字バス路線の運行に対する補助を行うとともに、利用環境の整備や運賃負担軽減策の実施などに取り組みながら、モビリティ・マネジメントにより意識転換を促し、積極的に利用促進を図る。 ・既存の市単独補助から各拠点間をつなぐ幹線路線など、NCCIに資するバス路線について、本市の目指すサービス水準までを支援対象とした新たな市単独補助に移行し、市内全域のバスネットワークの維持・充実を図る。</p>	
769	人にやさしいバス等導入 促進事業	VI-22	公共交通ネットワークの 充実	SDGs	公共交通のバリアフリー化の推進	・ノンステップバスを導入するバス事業者 ・ユニバーサルデザイン(UD)タクシー車両を導入するタクシー事業者	ノンステップバス及びUDタクシー車両の購入費等に対する補助	感染症の影響による 変更	600	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】ノンステップバス・UDタクシーの導入促進 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、バス事業者の車両更新計画の変更があり、ノンステップバスの導入はなかった。また、タクシー車両の納車遅延が発生し、UDタクシー車両6台の導入を支援する予定であったが、2台の導入支援となった。 ・新型コロナウイルス感染症により、利用者が減少していたが、回復傾向にあるため、引き続き、事業者と公共交通のバリアフリー化に取り組むとともに、環境に配慮した車両(EVバス等)についても導入の促進を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:新制度の構築】 ・引き続き、国・県と協調し、ノンステップバスやUDタクシー車両の導入を推進するとともに、新たな補助制度により、EVバス等の環境負荷の低減や走行性の向上等に資する車両の導入を促進していく。</p>	拡大

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
770	地域内交通運行支援事業	VI-22	公共交通ネットワークの充実	SDGs 好循環P	市民の日常生活における移動手段の確保	地域住民で組織する運営協議会	・地域内交通の運行経費等に対する補助 ・地域内交通導入自治会の拡大に向けた支援 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化に向けたデジタル技術の活用	計画 どおり	137,351	H19	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):地域内交通の運行支援や導入区域拡大支援】 ・郊外部全13地区における地域内交通の運行を支援するとともに、一部の区域で地域内交通を先行導入している雀宮地区において、地域の運営組織と連携しながら勉強会を行い、新たに3つの自治会での導入が決定した。 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化を図るため、予約・配車システムの全地区への導入に向けて、準備の整った一部の地区から順次運用を開始した。(篠井、富屋、国本、横川、清原) ・引き続き、地域内交通導入地区における運行を支援しながら、一部区域が先行導入している地区における導入区域拡大に向けて取り組むとともに、更なる利便性向上と運行の効率化を図るため、積極的にICTを活用していく必要がある。 【②今後の取組方針:地域内交通の運行支援や導入支援】 ・引き続き、「地域内交通予約・配車システム」の導入を推進し、乗務員への研修や利用者に対する新サービスの説明会を実施するなど、利用開始時に混乱が生じないよう着実な準備を進めていく。 ・一部の区域で地域内交通を先行導入している地区における運行区域の拡大に向けて、引き続き、地域の実情に応じた支援を行っていく。	
771	市街地における生活交通確保事業	VI-22	公共交通ネットワークの充実	SDGs 好循環P	市街地における日常生活の移動手段の確保	市街地における生活交通の導入に向けた住民検討組織等	市街地における生活交通の導入に向けた支援	計画 どおり	11,107	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):生活交通確保に向けた地域の取組支援】 ・石井地区の「スマイル石井号」「ぐるっと石井号」については、運行支援を行い、利用者は試験運行開始以降、年々増加している。 ・明保地区においては、令和5年6月の試験運行開始に向け、運営組織を立ち上げ、運行ルートやダイヤなど運行計画を策定するとともに運行事業者を決定した。 ・峰地区においては、運行診断の結果等を踏まえ、運行方式について地域運営組織と意見交換を実施し、また、細谷・上戸祭地区においては、勉強会を実施するとともに地域住民の移動実態を把握するアンケートを実施した。 ・引き続き、各地域の特性や意向に応じた導入支援を行う必要がある。 【②今後の取組方針:持続的な運行と生活交通確保に向けた地域の取組支援】 ・引き続き、「地域内交通予約・配車システム」の導入を推進し、乗務員への研修や利用者に対する新サービスの説明会を実施するなど、利用開始時に混乱が生じないよう着実な準備を進めていく。 ・明保地区については、令和5年6月に試験運行が確実に開始できるよう、関係機関との調整を行うとともに利用者確保のための周知を強化していく。 ・検討を進めている峰地区や細谷・上戸祭地区に対して、検討の状況に応じた支援を積極的に行っていく。	
772	公共交通利用環境整備促進事業	VI-22	公共交通ネットワークの充実	SDGs	公共交通利用者の利便性の向上	市内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者、企業、団体等	利用者の多いバス停や地域内交通との乗継ポイントとなるバス停などの待合環境整備に対する補助	感染症の影響による 変更	25	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):バス接近情報確認サービスの導入】 ・地域内交通の乗継ポイントであるバス停等において、スマートフォンで読み取ることでバスの接近情報を手軽に確認できるORコードの掲出を支援した。 ・今後も、公共交通の利便性向上に向けて、交通事業者に対して、利用環境整備の推進を働きかけていく必要がある。 【②今後の取組方針:待合環境整備補助の継続とバス接近情報確認サービスの拡大】 ・引き続き、交通事業者に対して、当該補助制度の積極的な活用を働きかけていくとともに、公共交通の利便性向上に向けた整備を支援していく。	
773	交通ICカード導入支援事業	VI-22	公共交通ネットワークの充実	SDGs 好循環P 戦略事業	運賃支払の簡略化と、これに伴う定時性・速達性の向上・乗り継ぎの円滑化など、公共交通の利便性向上	・交通事業者 ・市民等	・地域内交通へのICカードシステムの導入 ・市民をはじめ、公共交通利用者へのICカード導入に係る周知	感染症の影響による 変更	54,311	H25	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):地域内交通へのICカードシステム導入】 ・システム開発事業者やタクシー事業者と連携しながらシステム改修等を行い、地域内交通車両のうち、全ての常駐便と一部の予備車両(計50台)に車載器を搭載し、令和4年9月から地域内交通でのICカードシステムの利用を開始した。 ・地域内交通へのICカードシステムの円滑な運用が図られるよう、さらに車載機の追加搭載を進めるとともに、市民の誰もがICカードを利用できるよう、利用者への周知を徹底する必要がある。 [発行枚数・決済率] totra発行枚数:110,980枚(令和5年3月末時点累計) バスのICカード決済率:82.4%(令和5年3月1日~31日) 【②今後の取組方針:車載器の追加搭載と利用者への周知】 ・地域内交通へのICカードシステムの円滑な運用が図られるよう、運行事業者やシステム開発事業者と連携を図りながら、予備車両への車載機の追加搭載を進めるとともに、運行事業者の乗務員への教育・研修の充実を図る。 ・地域内交通におけるICカードの利用促進を図るため、広報紙や自治会回覧を活用した利用促進チラシを配布するとともに、地域と連携した「利用体験会」の実施や「LRT-バス-地域内交通間の乗継割引制度」の導入を契機として、「出張ライオン見学会・乗り方教室」と連携した体験会を実施するなど、様々な機会を捉え、周知啓発を実施していく。	
774	公共交通利用促進事業(運賃負担軽減策の実施)	VI-22	公共交通ネットワークの充実		公共交通の利便性向上と利用促進	・市民 ・交通事業者	公共交通の運賃負担軽減策の実施による利便性向上と利用促進	計画 どおり	28,575	R3	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):バス-地域内交通間の乗継割引制度の導入】 ・地域内交通へのICカードシステム導入と合わせて、バスと地域内交通を乗り継いだ際、2乗車目から200円割引される「乗継割引制度」を令和4年9月に導入した。 ・LRT開業に合わせて、LRT-バス-地域内交通間の乗継割引制度を導入するとともに、更なる運賃負担軽減策の導入を検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:LRT-バス-地域内交通間の乗継割引制度の導入】 ・駅東側のLRT開業と合わせたLRT-バス-バス-地域内交通間の乗継割引制度の導入に向け、バス事業者・システム機器事業者と最終調整を行い、スムーズな運用開始を図っていくとともに、多様な媒体を活用し、制度開始前の周知徹底を図っていく。 ・更に、「どこから乗ってもどこまで行っても片道500円以内」の実現に向けて、具体的な検討を進めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
775	公共交通利用促進事業 (意識転換・利用転換策 の実施)	VI-22	公共交通ネットワークの 充実		公共交通の利便性 向上と利用促進	・市民 ・民間企業	公共交通の利便性向上 の取組や市民等のライフ ステージの変化などの 機会を捉えた効果的な 意識転換・行動変容策 の実施	計画 どおり	123,354	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民・企業等に対するMM(モビリティ・マネジメント)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業において、様々な媒体や手法を用いた訴求力のある広報や公共交通の実利用を伴う周遊・体験型企画、市内各種イベントにおける公共交通PRブースの出展などに加え、中高生相当世代へのtotra配布や出前講座の実施、市内事業所を対象としたエコ通勤普及促進事業の実施、本市公共交通の情報を網羅した公共交通利用促進パンフレット「乗ろうよ!」を市内全戸に配付するなど、年間を通して市民や企業等に対し、公共交通に対する意識啓発やイメージアップを図りながら、多様なライフスタイルの中での自発的な公共交通利用や行動変容の訴求を図った。 LRTの開業とそれにあわせてバス路線再編など、交通環境が好転するタイミングを捉え、戦略的なプロモーション施策を展開し、公共交通利用への意識転換及び更なる利用促進に向け、効果的・重点的に取り組んでいく必要がある。 <p>【エコ通勤優良事業所認証】 取得実績:53社(宇都宮市役所含む) ※市町村別認証取得企業等数 全国第1位</p> <p>【②今後の取組方針:LRT沿線住民や企業・学校等へのMMの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業の効果的な展開に向け、有識者会議における意見等も踏まえながら、SNSや各種広報媒体を活用したプッシュ型周知に加え、これまでの発信内容を集約したニューズレターの作成・配布、また市内イベント等と連携したPRブースの出展、新中学1年生へのtotra配布など、全市的な利用促進策に取り組みるとともに、LRT・再編バス路線沿線エリアにおいては、TFP(トラベル・フィードバック・プログラム)を活用し、よりターゲットを絞ったモビリティ・マネジメント施策を実施するなど、交通環境が好転するタイミングを捉えた利用促進策を展開する。 	
776	公共交通利用促進事業 (運行経費補助)	VI-22	公共交通ネットワークの 充実		公共交通の利便性 向上と利用促進	・市民 ・バス事業者	新設社会実験実施路線 からバス事業者の自主 運行へ移行したバス路 線の運行費用に対する 補助	計画 どおり	1,174	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:本格運行への移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 篠井ニュータウンへ延伸した路線について、本格運行に移行した令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は大幅に減少したものの、令和3年度から令和4年度にかけて回復傾向となった。 <p>※篠井ニュータウンへ延伸した路線については、令和5年度から当事業による補助は終了し、「No.6.NCCIに資する路線への市単補助事業」により補助する。</p>	廃止 ・ 終了
777	県央地域公共交通利活用 促進協議会	VI-22	公共交通ネットワークの 充実		県央地域における公 共交通の利用促進	県央地域(3市5町) の市民	県央地域における公 共交通利用促進策の実施	計画 どおり	500	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:県央地域における公共交通利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「LRTの車両・車両基地見学会(宇都宮市)」の実施や「宇都宮駅東口まちびらき(宇都宮市)」、「もてぎ里山ウォーク大会(茂木町)」などの各市町実施の事業におけるPRブース設置、LRT開業等に伴う公共交通の再編後における利用促進に向けたワークショップの開催、学校MM(バスの乗り方教室)(芳賀町)の実施など、委員構成市町と連携しながら幅広く活動し、公共交通の利活用促進を図った。 先進事例視察として、県内は自動運転バスの実証実験現場(宇都宮市)、県外は会津Samurai MaaSプロジェクト協議会(福島県会津若松市)への視察を実施した。 <p>【②今後の取組方針】:広域的な公共交通の利用促進・利便性向上に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 芳賀・宇都宮東部地域におけるLRTの開業や開業にあわせてバス路線再編などにより、県央地域における公共交通ネットワークの充実が図られることから、このタイミングを捉え、令和4年度に実施したワークショップで考案された公共交通利用促進事業の実施や、「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」と連携した協議会オリジナル啓発グッズの配布、学校MM、高齢者MMを実施するなど幅広く事業を展開する。 本市で実施される「日本モビリティ・マネジメント(JCOMM)会議(9月開催)」におけるPR活動のほか、当協議会の取組について、JCOMMマネジメント賞等への応募を行う。 定期的な協議会・事務局会議の実施や先進事例視察を実施するなど、周辺市町と連携した広域的な公共交通の利用促進策について検討していく。 	
778	地域公共交通における感 染症拡大防止対策	VI-22	公共交通ネットワークの 充実		公共交通における感 染症拡大防止対策 の推進	・バス事業者 ・タクシー事業者 (地域内交通含む)	感染症拡大防止対策の 実施	計画 どおり	42,421	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:感染症拡大防止対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> バス事業者に対しては、バス車内等の「密」回避に効果的な臨時便の運行費を継続して支援してきた結果、令和4年度から通勤・通学時間帯を中心に臨時便が通常ダイヤに組み込まれるなど、安定的な運行体制が確保された。 地域内交通に対しては、車内での「密」を避けるため、1台あたりの乗車人数を2名以下とする乗合制限を引き続き実施し、増便に係る運行経費の支援を行った。 タクシー事業者に対しては、安全・安心な車内環境の整備を図るため、空気清浄機などの感染症対策に係る設備の導入費を支援した。 <p>新型コロナウイルス感染症の5類への移行など、国の対応を踏まえるとともに、感染状況等を注視しながら、感染症拡大防止対策の必要性を検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:感染症拡大防止対策の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> バス事業者に対しては、臨時便から通常便へのダイヤ編入により、安定的な運行本数が確保できることから、感染症対策に関する補助制度を廃止する。 地域内交通の乗合制限については、感染状況を見極めつつ、地域内交通連絡会議での意見を踏まえながら、解除について判断する。 引き続き、タクシー事業者に対して、タクシー車両への感染症対策に係る設備導入への支援を行う。特に地域内交通車両については、感染症の重篤化リスクの高い高齢者が多く利用するため、設備導入を積極的に促していく。 	縮小

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
779	LRT整備の推進	VI-22	公共交通ネットワークの 充実	SDGs 好循環P 戦略事業	JR宇都宮駅東側の LRT整備及びJR宇都 宮駅西側のLRT導入	市民、沿線関係者、 企業	・JR宇都宮駅東側の LRT整備 ・JR宇都宮駅西側の LRT導入に向けた検討 ・LRT事業に関する市民 理解の促進	計画よ り遅れ	19,173,431 (見込み)	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:JR宇都宮駅東側のLRTの整備及び駅西側のLRTの導入の検討と整備区間の公表】 ・JR宇都宮駅東側については、野高谷町交差点区間の工事完了の見通しなどを踏まえ、開業時期を令和5年3月から8月に見直した。 ・その後については、野高谷町交差点区間をはじめ、整備工事を年度内に完了し、宇都宮駅東口〜平石、平石〜グリーンスタジアム前停留場区間の試運転を順次開始するなど、令和5年8月の開業に向けた取り組みを進めた。 ・広報紙や動画など、様々な媒体を活用した「幅広い情報発信」やオープンスクエア「移動型オープンハウス等での意見交換による「双方向の取組」を通じて、最新の情報を提供した。また、試運転を機に「出張ライトライント見学会」を開催し、約5,000人の方にLRT車両を体感いただいたほか、ドネーション(寄附)事業、ネーミングライツの募集の機会を設けるなど、「参加・体験型の取組」を通じて、さらなる市民理解の促進及び機運醸成に取り組んだ。 ・LRT導入後の交通ルールについて、初の試運転に合わせパンフレットを全戸配布するなど、各種媒体を通じて集中的に情報発信を行った。 ・NCCのまちづくりを一層強化するため、JR宇都宮駅西側のLRT整備については、令和4年8月にJR宇都宮駅東口停留場から宝木町1丁目・駒生1丁目付近(教育会館付近)までを着実に整備を進める整備区間、大谷観光地付近までをLRTの検討区間と公表し、令和6年内の特許申請に向け、関係機関との協議を実施し、道路空間再編案などの検討を行った。</p> <p>【②今後の取組方針】:芳賀町、宇都宮ライトレールと連携したJR宇都宮駅東側のLRT事業の推進(令和5年8月開業)及びJR宇都宮駅西側のLRT整備の推進 ・JR宇都宮駅東側については、令和5年8月開業を目指し、引き続き、芳賀町や宇都宮ライトレール株式会社と連携し、国などの関係機関と調整を行いながら、竣工検査や試運転、運輸開始認可の法定手続きなど、開業に向けた取り組みを進めていく。また、開業後は宇都宮ライトレール株式会社と連携し維持管理を行っていく。 ・開業に当たっては、官民一体となって開業記念事業を実施し、市民の機運を最大限に醸成できるよう取り組む。また、開業後は、市民の足としてより多くの方にご利用いただけるよう、パンフレットや動画、キャンペーンなどを通じて利用促進に取り組む。 ・安全安心にLRTを利用していただけるよう、引き続き、交通ルールの周知に取り組む。 ・JR宇都宮駅西側のLRT整備については、引き続き、軌道施設を道路空間に導入した際の交通影響の調査・検討を行い、道路管理者や交通管理者等との協議・調整を図りながら、令和6年内の特許申請に向けた整備に係る各種検討を行う。 ・また、JR宇都宮駅西側の事業化に向けた検討状況について、広報紙、動画、ポスターなど、様々な媒体を通じて分かりやすい情報発信に取り組むほか、駅西側にオープンスクエアを設置するなど、機運醸成に向けてさらなる市民理解促進に取り組む。</p>	
780	舗装改良事業	VI-22	道路ネットワークの充実	好循環P	道路環境の安全性と 信頼性の確保	市民、道路利用者	・計画的な舗装の修繕	計画 どおり	984,954	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:安全・安心な道路通行確保に向けた舗装修繕の実施】 ・「宇都宮市道路舗装修繕計画」に基づいた、予防保全の対象となる路線の路面性状調査に基づき、計画的に修繕をした。 ・道路パトロールや電話及び宮ココなどから寄せられた情報を活用しながら、速やかに修繕を行い安全な道路環境を確保した。 ・道路修繕を効果的・効率的に行うため、道路パトロールや修繕履歴及び宮ココなどの情報の一元化を図りながら、道路環境の安全性の確保に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:継続的なメンテナンスサイクルの実施】 ・今後も、更なる道路環境の安全性を確保するため、令和4年度に改定した「宇都宮市道路施設長寿命化計画(道路舗装編)」に基づき、点検・診断・措置・記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を着実に実施する。 ・道路特性に応じた路面調査の結果を踏まえ、適時、適切な修繕を行いながら、調査結果や修繕履歴及び宮ココなどの情報の一元化を図る。</p>	
781	幹線市道整備事業	VI-22	道路ネットワークの充実		幹線道路の整備	市民・地権者・道路 利用者	道路整備・交差点改良・ 用地取得	計画 どおり	720,005			<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:幹線市道の整備】 ・地域間道路交通の円滑化や利便性向上の実現のために幹線市道6路線の整備を進め、上戸祭立体と長岡街道を結び市道1160号線の供用を開始するなど、計画的な整備を推進した。 ・幹線市道の整備にあたっては、用地取得の難航路線もあることから、用地取得状況などを考慮した最適な整備手法を検討し事業効果の早期発現を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:道路ネットワークの充実に向けた道路整備】 ・道路事業全般に係る方針案と連携を図りながら、交通の円滑化や安全性の確保などの観点から優先順位を決定し、計画的に整備に取り組むとともに、事業が長期化している路線については、路線の状況に応じた改良工事や既存道路空間を活用した再構築も検討していく。</p>	
782	プロジェクト整備事業(関連含む)	VI-22	道路ネットワークの充実	戦略事業	プロジェクトとして取り 組む道路の整備	市民・地権者・道路 利用者	道路整備・交差点改良・ 用地取得	計画 どおり	2,273,197			<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:プロジェクト関連の道路整備】 ・(仮)大谷スマートICの整備に向け用地取得を進めたほか、周辺道路の円滑な道路交通確保に必要な市道2457号線の道路整備を推進した。 ・大谷振興について、交通の円滑化を図るための道路整備に向けた用地取得が完了し、市道632・635号線の観音橋架け替えに係る下部工の整備に着手した。 ・(仮)大谷スマートICについては、整備に向け用地取得を推進するとともに、通学路の安全対策についても推進する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:プロジェクトの進捗に合わせた幹線道路整備】 ・(仮)大谷スマートICの整備に向け、権利者への丁寧な説明により用地取得の推進を図るとともに、周辺道路整備や地元関係者と組織する「安全対策等検討協議会」との協議を踏まえた通学路の安全対策に向けた整備についても引き続き整備を推進していく。 ・大谷振興について、道路の狭あい部やクランク形状を解消し、快適な道路環境の整備を行うため、観音橋の架け替えや環状交差点(ラウンドアバウト)の工事を推進していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
783	道路ネットワーク形成推進事業	VI-22	道路ネットワークの充実		今後の道路事業の方針及び実行計画の策定などにより、NCCの実現に資する道路ネットワークの構築を図るもの	市の道路整備及び道路保安全に係る事業	・今後の道路事業の方針及び実行計画等の策定、面的な安全対策に向けた検討	計画どおり	4,730	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:道路事業全般に係る方針案の策定、実行計画の中間とりまとめ、既存道路空間の再構築に向けた課題把握、面的な交通安全対策に向けた市内の交通状況などの現状分析】 「道路事業に係る方針・実行計画」 ・ NCCの基盤となる道路ネットワークの構築に向け、方針案を取りまとめた。また、その具現化に向けた実行計画について、県が進める都市間連携の強化に向けた道路整備との整合を図る必要があることから、県・市による市域の将来道路網に係る勉強会を開催し、中間とりまとめを行った。 「既存道路空間の再構築」 ・ 既存道路空間の有効活用を図るため、通学路の安全確保や都心部の回遊性向上など、整備目的に沿って、ケーススタディを行い、配慮すべき自転車や通学路、車線数等の再構築に向けた課題の把握を行った。 「面的な交通安全対策」 ・ 道路幅や安全対策の要望に対して、地域や県警と、順次、協議・調整し、対応してきたが、今後、交通安全の更なる向上を図るためには、速度規制とハンパや狭さくなどの物理デバイスを適切に組み合わせた面的整備を検討する必要性が生じている。</p> <p>【②今後の取組方針:道路事業全般に係る方針及び実行計画の策定、既存道路空間の再構築に係るガイドラインの策定、面的な交通安全対策の実施】 「道路事業に係る方針・実行計画」 ・ 昨年度の中間とりまとめについて、深度化を図り、県との合意に向けた協議・調整を行い、その内容を反映させた実行計画を策定する。 「既存道路空間の再構築」 ・ ガイドラインの策定に向け、実施した基礎調査を分析し、導出した課題に対して、各箇所の道路事業に沿った実用性の高い対応方法を設定していく。 「面的な交通安全対策」 ・ 更なる交通安全対策に向け、交通規制や物理デバイスとの組み合わせによる面的整備に向けた調査・検討を行う。</p>	拡大
784	生活道路整備事業	VI-22	道路ネットワークの充実		生活道路の整備	市民・地権者・道路利用者	道路整備・交差点改良・用地取得	計画どおり	95,782			<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:生活道路の整備 ・道路交通の安全性や生活利便性向上のための道路整備要望が多数ある状況について、幹線道路とのネットワーク形成や通学路点検における安全対策の有無などの観点から、整備の優先順位を見極め、市道446号線をはじめとする市道8路線の整備を推進した。</p> <p>【②今後の取組方針:市民生活に寄与する安全で快適な道路整備】 ・整備に当たっては、幹線道路との連続性や、地域住民の利便性を考慮しながら、引き続き、通学路の安全対策や地域の交通事情、緊急性などに配慮しながら、優先順位を整理し、計画的に事業を推進していく。</p>	
785	都市計画道路整備事業	VI-22	道路ネットワークの充実		都市の骨格を形成する幹線道路の整備	市民・地権者・道路利用者	道路整備・用地取得	計画どおり	452,618			<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:都市計画道路の整備 ・都市間・地域間を結ぶ道路交通の円滑化や安全性・利便性の向上を図るため、宇都宮日光線をはじめとする都市計画道路について、用地取得を行いながら整備を進めるとともに、新規整備路線として産業通り(大和)や埴田平出線の事業認可を取得するなど、計画的に都市計画道路整備事業を推進した。 ・事業が長期化している路線については、早期の事業完了を目指し、地権者と用地交渉を行いつつ、用地取得に向けた手法の検討を行う必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針: NCCの形成に向けた都市計画道路整備】 ・拠点間の道路交通機能の充実や都市防災機能の向上を図るため、継続中の路線については、早期事業完了を目指し、計画的な事業推進に取り組みるとともに、道路事業全般に係る方針案と連携し、次期路線の事業化に向け、検討を進めていく。</p>	
786	サイクルステーションの充実	VI-22	自転車利用環境の充実		自転車の魅力発信 自転車の利活用促進	市民、自転車利用者	・宮サイクルステーションの運営	計画どおり	9,957	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:宮サイクルステーションの適切な運営 ・平成28年頃をピークに来館者数は減少していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルが変化 中、3年ぶりの「ジャパンカップサイクルロードレース」開催に伴う市民の自転車への関心度が高まったことや、JR宇都宮駅西口でデジタルサイネージを活用した自転車関連施設の情報を発信したことにより、令和4年度の来館者数は5千人を超えることができた。 ・来館者数の更なる増加を目指すため、利用者のニーズを的確に把握し、魅力ある事業を展開する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:利用者ニーズを踏まえたサービスの充実】 ・「第2次自転車のまち推進計画」に基づき、自転車の利用拡大が図れるよう、関係課及び指定管理者であるサイクルスポーツマネージメント(株)との連携を強化しながら、多様化する利用者ニーズへ対応するための事業内容の改善や自主事業の充実のほか、様々な広報媒体を活用したプロモーション活動の方法について検討を進めていく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
787	自転車のまちづくり推進事業	VI-22	自転車利用環境の充実	SDGs 好循環P	自転車の利用・活用の促進	自転車利用者	・ICTを活用したシェアサイクルの導入に向けた実証実験の実施 ・駐輪環境整備 ・自転車の駅の設置 ・モデルルートの設定	計画どおり	46,296	H15	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自転車利用の促進に関わる利用環境の更なる充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における移動手段を増やし、鉄道やバスを降りてから目的地まで気軽に移動できる、電動アシスト自転車と電動キックボードのシェアリングサービスの実証実験を行った。 ・自転車と公共交通の利用促進を図るため、LRT停留場付近の公有地を活用し駐輪場を計画的に整備した。 ・民間事業者の協力を得ながら「自転車の駅」の設置を行うとともに、利用促進を図るため、のぼり旗に「宇都宮ブリックフェン」の選手の写真を入れ、「自転車の駅」の認知度向上に努めた。 ・県や他市町と連携を図り、県東・県西の2つのモデルルートを設定した。 ・今後は、これらの取り組みを市内外に広くPRする「自転車のまち宇都宮」のプロモーション活動を推進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:官民連携による計画的な事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NCCの形成に向け、「第2次宇都宮市自転車まち推進計画」に基づき、LRTやバスの公共交通と自転車の利用促進を図るため、停留場付近への駐輪場整備に取り組んでいく。 ・公共交通の端末交通手段の確保や中心市街地の回遊性向上に向け、ICTを活用したシェアサイクルの有用性を把握するとともに、レンタサイクルの利用状況を比較するなど、シェアサイクルの導入に向けた課題やレンタサイクルのあり方について検討を進めていく。 ・自転車を活用した観光振興(サイクルツーリズム)を推進するため、県や他市町と連携して広域モデルルートの走行環境整備を推進するとともに、余暇活動の自転車利用について宮サイクルステーションの更なる利用促進を図るため、サイクルスポーツマネジメント(株)等との連携を強化していく。 ・また、これまで各所管課で実施してきた自転車施策・事業のPRを踏まえ、更に「自転車のまち宇都宮」を市民が実感できるよう、プロモーション活動の方法等について検討を進めていく。 	
788	電動キックボードのシェアリングサービス実証実験事業	VI-22	自転車利用環境の充実		シェアリングモビリティの端末交通としての有効性・安全性等の検証	・市民 ・行政	電動キックボードのシェアリングサービス実証実験	計画どおり	6,000	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):有効性などの分析・検証を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月から約3か月間の実証実験を実施し利用状況や利用者アンケートの結果などを踏まえ、端末交通手段としての有効性などの分析・検証を行った。 ・実証実験の実施期間が短く、また、寒冷期(1月~3月)に実施したため、サンプル数が限られていたことから、社会実装に向けては、継続して実証実験を行い、シェアリングサービスの有効性の分析・検証を進める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:実証実験の実施と事業手法の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の社会実装を見据え、利用時間及び料金を見直すなど、社会実装に近い条件で実証実験を実施し、端末交通手段としての有効性を検証したうえで社会実装に向けた効果的な事業手法を構築する。 	
789	自転車走行環境整備事業	VI-22	自転車利用環境の充実	SDGs 好循環P	自転車利用環境の整備	自転車利用者	道路整備・路面標示	計画どおり	149,863	H17	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全で快適な自転車走行空間の整備延伸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次宇都宮市自転車まち推進計画」に基づき、自転車走行空間の整備を行い、本計画に位置付けられる目標延長123.3km(令和12年度末)に対し、65.7km(進捗率53.3%)の整備が完了し、田川サイクリングロードについては、宇都宮環状線付近から横山橋までの整備を行い、安全で快適な自転車利用環境の充実を図る取り組みを推進した。 ・本市の自転車専用通行帯規制延長(35.4km)は引き続き全国一位を達成した。 ・既存の自転車走行空間についても、適切な維持管理や路線毎に相応しい道路空間に再配分を検討するなど、引き続き安全で快適な自転車利用環境の確保に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画的な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな公共交通との連携強化や自転車を活用した観光振興(サイクルツーリズム)の推進に向け、「第2次宇都宮市自転車まち推進計画」に基づき、さらなる自転車走行空間とサイクリングロードの整備を推進するとともに、国のガイドライン改定の内容(ネットワーク路線選定手法、自転車通行空間に関する整備の創意工夫など)を踏まえ整備手法の検討を行いながら、市内の回遊性向上や周辺市町へ結ばれる広域的ネットワークを計画的に構築していく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
790	直結給水の推進	VI-23	安定した上下水道事業の推進		安全で安心な水道水の供給	3階建て以上の直結給水が可能な建物所有者	直結給水への切替促進	計画どおり	60	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):直結給水の切替促進】 宇都宮市や上下水道局の広報紙や上下水道局ホームページへの掲載、小規模貯水槽設置者へのパンフレット配布等により、直結給水の推進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:直結給水の切替促進】 直結給水の更なる利用促進のため、引き続きPR活動を実施していく。</p>	
791	貯水槽水道の管理の充実	VI-23	安定した上下水道事業の推進		貯水槽水道における安全で安心な水道水の供給	貯水槽水道設置者	委託による現地調査、管理指導及び適正管理啓発パンフレットの配付	計画どおり	7,549	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):小規模貯水槽水道設置者へ適正指導】 ・貯水槽の適正管理に関する広報紙への掲載、パンフレットの配布、業務委託において現地調査や改善指導を適宜実施することで、小規模貯水槽水道の管理を充実させることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:小規模貯水槽水道の管理意識の向上】 ・引き続き、小規模貯水槽水道の利用者の安全性を確保するため、現地調査を計画的に実施し、貯水槽水道設置者に対して衛生管理方法などの指導及び助言を行い、管理意識の向上を図っていく。</p>	
792	上水道施設の耐震化	III-9 VI-23	危機に対する体制・都市基盤の強化 安定した上下水道事業の推進	SDGs 戦略事業	災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する。	水道利用者 水道施設	基幹施設や基幹管路の耐震化	計画どおり	418,275	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】 ・松田新田浄水場急速ろ過池や導水管などの耐震化を行った。 ・次期計画となる第2期水道施設耐震化整備計画を策定することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:耐震化の計画的な推進】 地震災害時においても、避難所や病院などへの水道水の供給を確保するため、引き続き、松田新田浄水場の耐震化や、次期計画である第2期水道施設耐震化整備計画に基づき白沢浄水場導水管などの耐震化を進めていく。</p>	
793	水質検査	VI-23	安定した上下水道事業の推進		水質検査計画に基づき、水質検査を適正に実施し、水道水の高品質化を推進する。	・水道利用者 ・水道水 ・浄水場 ・原水	水質検査の実施	計画どおり	33,622	S53	先駆的 トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高精度で計画的な水質検査の実施】 ・「水質検査計画」に基づく水質検査を行い、水道水の安全性を確認することができた。 ・専門別技術研修や内部精度管理を適宜実施し、水道GLPを適切に運用することで、国の外部精度管理に適合するなど、高精度な水質検査を実施することができた。 ・お客様が安心して水道水を利用するため、事業場からの化学物質流出や豪雨による急激な水質変動、カビ臭の発生など、水源水質の悪化が認められる場合には、関係課と連携を図りながら、迅速に対応する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:水質管理の更なる強化】 ・「水質検査計画」に基づき、計画的かつ高精度に水質検査を実施していく。 ・本市の水道水のおいしさを広報し更なるイメージアップを図ることで顧客満足度の向上を目指すため、水質の特徴や浄水過程の技術的な取組に関する広報内容及び顧客の理解と信頼を深める広報活動の調査を進めていく。 ・自己検査項目として2項目(水銀・ホルムアルデヒド)を拡充することで、全健康項目を適切に検査できるように取り組んでいる。</p>	
794	漏水調査	VI-23	安定した上下水道事業の推進		漏水を早期発見・早期修繕をすることで、有収率の向上を図り、浄水費用の損失を縮減するとともに、漏水を起因とした事故防止に努める。	・水道利用者 ・配水管 ・給水管	漏水調査の実施	計画どおり	20,515	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な漏水調査の実施】 計画的に路面音聴調査などの漏水調査・早期修繕を実施し、漏水を起因とした陥没などの事故防止に努めたが、漏水量の増加により、有収率は前年度を下回ったため、引き続き漏水調査に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な漏水対策の推進】 漏水を起因とした事故を抑制するため、引き続き他企業埋設管と競合する路線及び基幹管路等の漏水調査に取り組むほか、新たにAI技術を活用した漏水調査を試行導入し、より効率的・効果的な手法を見極め、有収率の向上を図っていく。</p>	拡大
795	防災対策及び緊急時対応	VI-23	安定した上下水道事業の推進		自然災害に対する体制の確保	・水道利用者 ・被災市民	災害時緊急対応力の充実	計画どおり	0	S56		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):災害時緊急対応力の強化】 「上下水道局危機管理計画」に基づく応急給水訓練を6月に、芳賀中部上下水道企業団と緊急時連絡管の運用訓練を9月に、また10月にはカビ臭対応訓練を実施し、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応する体制について確認することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な災害時緊急対応力の確保】 引き続き、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応する体制の充実に向けていく。</p>	
796	防災対策及び緊急時対応	VI-23	安定した上下水道事業の推進		自然災害に対する体制の確保	・下水道の利用者 ・公共用水域	災害時緊急対応力の充実	計画どおり	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):災害時緊急対応力の強化】 ・「下水道事業継続計画」に基づく緊急時対応訓練を6月に実施し、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応する体制について確認することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な災害時緊急対応力の確保】 ・引き続き、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応する体制の充実に向けていく。</p>	
797	処理場・ポンプ場の整備	VI-23	安定した上下水道事業の推進		処理場・ポンプ場の整備	・公共下水道区域の市民 ・公共用水域	流入水量の増加に対応した処理場・ポンプ場の整備	計画どおり	460,213	S37		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):処理能力の増強に向けた施設整備】 ・清原水再生センターの汚泥処理施設の増設を行い、流入水量の増加に対応することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:処理場・ポンプ場の計画的な新設・増設】 ・引き続き、下水道の整備実施区域における処理水量の増加に適切に対応するため、中長期的な流入水量を見極めながら施設の増設等を実施していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
798	処理場・ポンプ場の改築・更新	VI-23	安定した上下水道事業の推進		災害や事故に強い下水道の整備	・下水道の利用者 ・公共用水域	処理場・ポンプ場における老朽化した施設の改築・更新	計画 どおり	904,550	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：適切な改築・更新の実施】 ・川田水再生センターにおける老朽化対策として、施設の調査・診断結果に基づき、計画的に汚泥処理施設の改築・更新を行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針：着実な改築更新】 ・既存施設の老朽化が進行する中、施設機能を維持していくため、引き続き、施設の調査・診断及び改築・更新を計画的に実施していく。</p>	
799	浸水対策	VI-23	安定した上下水道事業の推進		浸水対策の推進	・下水道利用者 ・下水道本管 ・取付管、公共樹	浸水箇所等の調査・適正対策・効果測定を実施	計画 どおり	138,697	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：浸水対策の推進】 ・過年度のスクリーニング調査にて抽出した区域において、TVカメラ調査した結果により、浸水箇所を特定し、止水工事を行い浸水対策を実施することができた。 ・前年度に止水工事を実施した区域において浸水対策の効果測定を行い、有効性を確認することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：浸水箇所の効率的な対策】 ・「第4次上下水道有収率向上計画」に基づき、止水工事を継続するとともに、マンホール蓋交換等を計画的に行うほか、効率的・効果的な浸水対策手法について検討し実施していく。</p>	
800	老朽配水管の更新	VI-23	安定した上下水道事業の推進		計画的な更新を行い、安定給水を確保するとともに、漏水の抑制に取り組む。	水道利用者	老朽化した配水管の更新	計画 どおり	3,612,968	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：老朽配水管更新の実施】 ・老朽配水管更新実施計画に基づき、計画的に事業を進めるため、従来の発注方式に加え、概算数量設計方式を活用するなど、業務の効率化を図りながら、計画的に事業を実施することができた。 ・今後は、事業量が更に増加することから、これまで以上に計画的かつ効率的に事業を推進していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的な更新の実施】 ・安全で安心な水道水の供給を持続するため、引き続き老朽配水管の更新を計画的に推進していく。 ・事業量の更なる増加を見据え、より効率的に事業を進める必要があるため、引き続き、迅速な発注が可能となる設計方式を実施するなど、工事発注の効率化を図るとともに、新たな取り組みについて調査・研究をしていく。</p>	
801	浄水場等の設備等の更新	VI-23	安定した上下水道事業の推進		水道施設の機能の向上を図り、安全なライフラインを確保する。	水道利用者	老朽化した施設(設備)の更新	計画 どおり	1,922,969	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：老朽化した施設更新の実施】 老朽化した施設の更新を計画的に実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的な更新の実施】 安全で安心な水道水の供給を持続するため、引き続き老朽化した施設の更新をマイクロマネジメントにより、計画的に実施していく。</p>	
802	排水処理施設の適正化	VI-23	安定した上下水道事業の推進		農業集落排水処理施設等の統廃合の推進	・農業集落排水処理施設等の利用者 ・公共用水域	農業集落排水処理施設等の公共下水道接続に向けた整備	計画 どおり	99,931	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：築造工事の推進・浸水対策の実施】 ・農業集落排水処理施設等の公共下水道接続に向け、特定環境保全公共下水道の築造工事及び浸水対策を計画どおり実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的な築造工事の推進・浸水箇所の効率的な対策】 ・公共下水道接続対象地区において、引き続き計画的に特定環境保全公共下水道の築造工事を推進するとともに、既設管渠の修繕など浸水対策を効率的に実施していく。</p>	
803	下水道施設の耐震化	III-9 VI-23	危機に対する体制・都市基盤の強化 安定した上下水道事業の推進	SDGs 戦略事業	災害や事故に強い下水道の整備	公共下水道区域の市民	基幹施設や幹線管路の耐震化	計画 どおり	545,787	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：幹線管路の耐震化(耐震適合率の向上)】 ・重要な幹線管路の耐震性を確保するため、計画的に下水道施設の耐震化を行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針：下水道施設の効果的・効率的な耐震化の推進】 ・地震等の災害時にあっても、下水道の基本機能を確保するため、引き続き、計画的に耐震化を推進していく。</p>	
804	公共下水道(汚水管渠)の整備	VI-23	安定した上下水道事業の推進	戦略事業	公共下水道(汚水管渠)の整備	公共(市街化区域)及び特環(市街化調整区域14地区)下水道事業計画区域の市民	下水道管渠の整備	計画 どおり	公共 254,639 特環 290,528 合計 545,167	S32		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：公共下水道の整備面積を拡大】 ・計画的に公共下水道の整備を実施することにより、整備面積を拡大することができた。</p> <p>【②今後の取組方針：公共下水道の計画的な整備】 ・今後も公共及び特環下水道区域における生活排水の適正処理を推進し、生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、早期完了に向け公共下水道管渠の整備に取り組んでいく。</p>	
805	老朽管渠の改築更新	VI-23	安定した上下水道事業の推進		災害や事故に強い下水道の整備	3年以上経過した田川第1・2処理区の管渠	老朽化した管渠の改築更新	計画 どおり	266,539	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：管渠の健全性を確保】 ・管渠の老朽化により道路陥没等のリスクが高まることから、管渠の改築更新を行い、管渠の健全性を確保することができた。 ・管渠の老朽化が進行し、今後、改築需要量が増加していくことから、計画的な調査診断を行い、効率的な管渠の改築更新を進める必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：老朽管渠の着実な整備】 ・今後も、管渠の機能や健全性を確保するため、調査診断結果を踏まえ、速やかに措置が必要な優先度の高い箇所から改築更新を進めていく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
806	合併処理浄化槽の設置促進	VI-23	安定した上下水道事業の推進		合併処理浄化槽の設置促進による、水環境の保全及び生活環境の向上	浄化槽整備区域の市民	浄化槽整備事業補助金の活用による合併処理浄化槽の設置促進	計画どおり	56,415	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:単独処理浄化槽等からの転換促進手法の見直しを検討 ・既存住宅における単独処理浄化槽やくみ取りトイレから合併処理浄化槽への転換については、し尿汲取り業者を活用した啓発を実施することができた。 ・単独処理浄化槽やくみ取りトイレ使用世帯については、昨年度、合併処理浄化槽への転換の対象となりえる世帯を精査することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:補助制度の効果的な周知による設置促進 ・今年度以降は該当する世帯に関連業者等の協力を得ながら、補助制度の周知及び合併処理浄化槽への転換を啓発して、当該取組を促進していく。</p>	
807	下水道資源の有効活用	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		下水汚泥等の有効活用	下水汚泥	栃木県下水道資源化工場や民間事業者等での安定処理を推進し、水再生センターで発生する下水汚泥の有効活用を図る	計画どおり	671,126	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:安定した下水汚泥の利活用 ・栃木県下水道資源化工場や民間事業者等を活用し、下水汚泥を安定的に処理しながら有効活用を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:下水汚泥の有効活用の推進 ・引き続き、栃木県下水道資源化工場や民間事業者を活用し、下水汚泥の肥料化を優先としつつ、最大限資源化・有効活用していく。</p>	
808	下水道資源の有効活用	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		下水汚泥等の有効活用	下水汚泥消化ガス	川田水再生センターにおける、消化ガス発電等による下水汚泥消化ガスの有効活用	計画どおり	229,074	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:消化ガスの有効活用 ・発電施設や、汚泥施設の加温ボイラでの利用により、消化ガスの有効活用を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:消化ガス有効活用の推進 ・引き続き、発電施設等において消化ガスの有効活用を進めるとともに、発電施設の安定稼働に向け、計画的な維持管理を実施していく。</p>	
809	イベント等の開催	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		上下水道事業全般のPR	市民	お届けセミナー、サマーセミナー、水道週間、下水道いろいろコンクール、PRグッズの製作・配付	感染症の影響による変更	313	S34		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:セミナーの実施 ・令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に配慮したサマーセミナーの少人数開催を予定していたが、感染症拡大の影響を受け、開催中止とした。開催中止の代替措置として当日サマーセミナーで実施予定であった内容をホームページやYouTubeで配信を行った。また、「お届けセミナー(出前講座)」については、申し込みのあった37校で講義を実施するなど子どもたちの上下水道事業に対する理解・関心を深めることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:ICTを活用した広報活動の充実 ・コロナ禍以前の体験型イベントによる広報を復活させるとともに、ICTを活用し、オンライン等で上下水道事業に対する理解・関心を深めるような取組の充実を図っていく。</p>	
810	広報紙の発行とSNSを活用した取組	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		上下水道事業等に関する周知・啓発	市民	上下水道事業に関する情報の提供	計画どおり	19,458	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業等に関する周知・啓発 ・広報紙については、お客様に興味・関心を持ってもらえるよう写真やイラストを多用した特集記事を掲載するなど、分かりやすい紙面づくりに努めたほか、ライトキューブ宇都宮内の給水スポットにデジタルサイネージを設置するとともに、広報用PR動画を制作・放映することにより、水道水のおいしさや下水道の役割の重要性などを多くのお客様に発信することができた。 ・上下水道事業のイメージアップだけでなく、今後の事業運営に対するお客様への理解を深めていただくよう、戦略的な広報活動を推進する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:戦略的な広報活動の推進 ・広報紙やホームページ、SNSに加えて、動画や給水スポットなどを活用しながら、水道水のおいしさのPRや上下水道事業の情報発信を目的・ターゲットを絞るなど、戦略的に推進していく。</p>	
811	懇話会の開催とアンケート実施(広聴事業)	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		上下水道事業の理解促進と顧客ニーズの把握	市民	懇話会の開催「宮の水サポーター」へのアンケート実施	計画どおり	265	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:懇話会などの開催による意見聴取 ・懇話会の開催や「宮の水サポーター」へのアンケート実施を通して上下水道事業に対する意見聴取をすることができた。 ・お客様サービスの向上に繋がるよう、局に寄せられる様々な声を収集・蓄積し、分析を行いながら、各種事業に反映させていく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:双方向コミュニケーションの確立 ・懇話会や宮の水サポーターを通して、上下水道事業に対する意見を聴取するとともに、現場等で受け付けたお客様、事業者等からの声を収集・蓄積、分析できるよう局内組織である「広報広聴委員会」を活用しながら、過半数アンケートの導入など具体的な仕組みづくりに取り組んでいく。</p>	改善
812	水道未加入者の加入促進	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		安全・安心な水道水の供給	給水区域内の水道未加入者	戸別訪問等による加入勧奨	計画どおり	98	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:戸別訪問による加入促進の実施 ・加入確約期限(1年)を経過した未加入世帯に対し早期の加入指導を実施し、新たな未加入世帯を抑制するとともに、年間を通じた戸別訪問を継続的に実施したことにより、目標(3.0%)を達成することができた。 ・水道加入世帯を対象にアンケート調査を実施し、加入に至った理由等を把握・分析した結果、「井戸枯れが心配だった」、「井戸枯れた」など、井戸水利用に不安を感じて水道に加入した世帯の割合が高かったことから、井戸枯れが発生した地区の未加入者に対して重点的に加入促進を行うことができた。 ・未加入世帯の多くは井戸水を利用し、水道を必要と考えていないことから、未加入世帯への理解促進を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:継続した加入促進の徹底 ・現在の取組が一定の成果をあげていることから、引き続き、加入確約期限(1年)を経過した未加入世帯に対して加入促進を徹底するとともに、未加入世帯に対して、水道の優位性などを積極的にアピールし、加入への理解促進を図っていく。 ・アンケート調査の分析結果を踏まえ、井戸水利用に不安を感じて水道に加入した世帯の割合が高かった地区の未加入世帯を重点的に訪問し、加入促進を図っていく。 ・引き続き、水道加入世帯に対して、アンケート調査を実施し、より効果的・効率的な加入促進策を検討していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
813	下水道未接続者の接続促進	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		公共用水域の水質保全	下水道整備区域内の下水道未接続者(建物所有者)	戸別訪問等による接続指導	計画どおり	206	S40		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】戸別訪問による接続指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規整備地区居住世帯に対する工事前説明の徹底や、浄化槽の使用などにより、接続しない世帯に対する年間を通じた戸別訪問を継続的に実施するとともに、下水道の接続指導を強化したことなどにより、目標(8.5%)を達成することができた。 接続に至った理由等を把握するため、下水道接続世帯を対象にアンケート調査を実施し、接続に至った理由等を把握・分析した結果、浄化槽等の故障や維持管理を理由とする世帯の割合が高かったことから、長期間浄化槽を使用している世帯に対して重点的に接続促進を行うことができた。 <p>【②今後の取組方針】継続した接続指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、新規整備地区居住世帯への工事前説明により、新たな未接続世帯を発生させない取組を徹底するとともに、未接続世帯に対して、接続のメリット等を具体的に説明し、接続指導を実施していく。 アンケート調査の分析結果を踏まえ、浄化槽の使用年数が15年以上経過した未接続世帯を重点的に接続指導を行うとともに、臭気等の環境苦情の発生元となることが多い、汲み取りトイレや単独浄化槽を使用している世帯を重点的に訪問指導するなど、接続促進を図っていく。 引き続き、下水道接続世帯に対して、アンケート調査を実施し、より効果的・効率的な接続促進策の検討を行っていく。 	
814	水道料金等徴収業務	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		水道料金等収益の確保と料金負担の公平性遵守	上下水道利用者	<ul style="list-style-type: none"> 督促状の発布 訪問催告 給水停止 など 	計画どおり	19,529	T5	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】高い収納率の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 厳正な給水停止の執行に加え、使用水量の減少を早期に把握することなどによる無断転居の早期発見により、未収金の発生防止に努めた。 また、スマートフォンアプリによる納付サービスや、口座振替のPRなどにより、納期内納付を推進することができた。 <p>【②今後の取組方針】未収金の滞納処分強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収不能債権の整理及び徴収停止や分納誓約書等の適正な管理により、居所不明及び低所得者への対応を強化していく。 回収困難な債権に対する収納対策として、財産調査の早期着手、差押の実施等、滞納処分の強化に取り組み、高い収納率の維持・向上に努めていく。 	
815	事業者の指導等の強化	VI-23	顧客に信頼される経営の推進		事業者との連携による質の高いサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者 排水設備指定工事店 	<ul style="list-style-type: none"> 給排水設備工事の申請・施工の注意点(法令順守の徹底等)の周知・情報提供及び施工に係る適正な検査・指導 	計画どおり	0	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】事業者の指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事申請時の指導や事務連絡会での説明により、申請から工事完了まで円滑な業務遂行ができた。 事務連絡会について、現地開催を再開し、指定店へ施工の注意点などの周知を行った。 指定工事店に向けた電子データなどの資料送付や動画配信を行うことで、指導や情報提供を行った。 給水設備工事の資格試験に係る講習会に講師派遣を行い、事業者の技術力の向上が図れるように努めた。 <p>【②今後の取組方針】事業者の指導等の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、工事申請時や事務連絡会での説明内容を充実させ、適切な指導を実施することで、事業者の技術力向上を図っていく。 給水設備工事に係る講習会への講師派遣などの機会を通じて、事業者の技術力の向上が図れるよう努めていく。 	